

○経済産業省令第 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第七条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第四条 「略」

- 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

- 二 危険区域には、製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。

- 三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第四条 「略」

- 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。

- 二 危険区域には、作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。

- 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以

を講ずること。

四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）
、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）
、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（い）の、信号焰管、信号火せん若

上の防火のための空地を設けること。

四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）
、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）
、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃棄焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（い）の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬

しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ろ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートnitrateの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件

若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ろ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートnitrateの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メ

又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

〔式略〕

(ろ)	分)	(四))
)	(三)	
)	(一)	
)	(略)	
)))	(略))
)))	(略))

ートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

〔式略〕

(ろ)	分)	(四))
)	(三)	
)	(一)	
)	(略)	
)))	(略))
)))	(略))

(略)				発火の危険のある工室	仕掛け準備場、星打ち
(略)					

(略)				発火の危険のある工室	場
(略)					

場又は星掛け場
(がん具煙火の発火の危険の

(がん具煙火の発火の危険の

ある工室を除く。) 日乾場

ある工室を除く。) 又は日乾

(略)	
(略)	

四の二・五 「略」

五の二 煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

六 「略」

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火

(略)	
(略)	

四の二・五 「略」

五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

六 「略」

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火

せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてそ

せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用い

の構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定す

られるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十

る防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるとは、がん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安距離が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡

一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるとは、がん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の

易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する

危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯

火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 「略」

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物

蔵することができるとするが、火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

八 「略」

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物

件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

九の二 「略」

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。)には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。)との間に防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

九の二 「略」

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場(火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。)には、経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けると。

十 危険工室の付近には、消火のための設備を設けること。

十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハマで定めるところによること。

イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。

ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するた

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、

それらの扉は外開きとし、その金具（硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉の金具を除く。）は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

めの措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するため措置を講ずること。ただし、内面

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

の一部が火薬類に混入することにより、当該火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は侵入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそ

れがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

二 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。

十三 削除

十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ

又はコンクリート打ち塗装仕上げとするこ
とができる。

(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外に
こぼれることがなく、床面に落下又は飛
散するおそれがない危険工室

(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状
態又は危険工室の床面の状態にかんがみ
、当該火薬類が、床面への落下等により
床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起
こり得るものをいう。）を生じさせた場
合であっても、爆発又は発火のおそれが
ないと認められる危険工室

ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入し

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

ないような措置を講ずること。

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若

有する構造のものを設置すること。

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

二 火薬類の付着、浸透又は侵入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発

十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えな

火を防止するための措置を講ずること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十九 「略」

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事

いように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

十九 「略」

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得そ

項を掲示すること。

二十一 「略」

「削る」

二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散す

るおそれがある設備には、粉じんの飛散を防ぐための措置を講ずること。

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温

度の変化が起こる設備には、火薬類の過熱による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

の他必要な事項を明記すること。

二十一 「略」

二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の

天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講ずること。

二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛

散するおそれのある設備には、粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温

度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するため、の措置を講ずること。ただし、当該危害が生ずるおそれがないときは、この限りでない。

「削る」

二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。

二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及び研薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電

「削る」

二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は

性マットを敷設し、かつ、接地すること。

二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。

二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えるこ

煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施

とができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。

ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。

二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとすること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施

設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断するための措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がないときは、この限りでない。

二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光

設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設けること。

〔新設〕

の直射を防ぐための措置を講ずること。

二十五 爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ず

二十五 爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃棄焼却場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

ること。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、当該火薬類又はその原料と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

二十六の二 「略」

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起すおそれがないものであること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ密軟質で収容物と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

二十六の二 「略」

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又はディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面は平たんにし

火薬類を安全に運搬できるものであること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号の二まで、第二十二号の四から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第二十八号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 「略」

、地形上やむを得ない場合のほかは、こう配は、五十分の一以下とすること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 「略」

五
削除

六
削除

五 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。

）の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

六 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。

）の床面は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質

材料を使用すること。ただし、次の(1)又は

(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コン

クリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリ

ート打ち塗装仕上げとすることができる。

(1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤に

より生じる火薬類が設備外にこぼれるこ

とがなく、床面に落下又は飛散するおそれがないもの

(2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態にかんがみ、当該不発弾等が、床面への落下等により床面との衝撃又は摩擦（不発弾等解撤工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場合であつても、爆発又は発火のおそれがないと認められるもの

ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

七 「略」

八 解撤設備は、遠隔操作による設備とするよう努めること。

九 解撤作業中には、温度上昇を防止するため
の措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十 「略」

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハマ
で定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三

十一条の三に規定する防爆壁を設置するこ

七 「略」

八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設
備とすること。

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は
発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設
備には、温度上昇を防止する措置を講ずるこ
と。

十 「略」

十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設
け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設
け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐
採しておくこと。

と又は防火壁の設置その他の延焼を遮断する
ための措置を講ずること。ただし、火薬
類が爆発し又は発火することにより周辺の
施設に危害を及ぼすおそれがないときは、
この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ず
ること。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三か
ら第十二号まで、第十五号から第二十四号の四
まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに
前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定
する基準については、経済産業大臣が土地の状
況その他の関係により危険のおそれがないと認

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三か
ら第十三号まで、第十四号の二から第二十二号
の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八
号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六
号及び第十一号に規定する基準については、経
済産業大臣が土地の状況その他の関係により危

めた場合に限る、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第四条の二 「略」

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を揭示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填することをいう。

険のおそれがないと認められた場合に限る、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第四条の二 「略」

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した揭示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装てん

以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

二 「略」

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場

することをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 「略」

三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。

合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。

五 「略」

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆

五 「略」

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆

薬を使用している発破場所を除く。) に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 「略」

九 削除

十 削除

十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

薬を使用している発破場所を除く。) に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 「略」

九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。

十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。

十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消

十二 削除

十三 削除

火設備を設けること。

十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場

合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにする
ことが非常の際の避難に不便な場合 窓
又は出口の扉

十四 削除

十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類

のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床
面には鉄類を表さないこと。

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ

構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニ

ウム系爆薬と直接接触れる部分は、できるだけ

材料を使用するよう努めること。

さびにくい材料を使用すること。

十六 削除

十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝

十六 削除

酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入し

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のためには、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないもので

ないような措置を講じること。

十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据

付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

あること。

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸

十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

透又は侵入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十 削除

二十一 移動式製造設備を照明する設備は、移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講じること。

二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電

二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備又は廃薬焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とするこ
と。

二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃薬焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に

要な事項を明記すること。

二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講じること。

二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講じること。

二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講じること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に

除去する措置を講ずること。

二十八 「略」

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備

除去する措置を講ずること。

二十八 「略」

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備

には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起ささない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、移動区域内に設け、できただけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、か

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三

十一条の三に規定する防爆壁を設置するこ

と又は防火壁の設置その他延焼を遮断する

ための措置を講ずること。ただし、火薬類

が爆発することにより周辺の施設に危害を

及ぼすおそれがないときは、この限りでな

い。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ず

ること。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準に

ついては、経済産業大臣が土地等の状況その他

の関係により危険のおそれがないと認めた場合

つ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採して

おくこと。

2 前項第五号から第十号までに規定する基準に

ついては、経済産業大臣が土地等の状況その他

の関係により危険のおそれがないと認めた場合

に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 「略」

一～五 「略」

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、

木片又はガラス片等の異物が混入することに

より火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火

することを防止するための措置を講ずるこ

と。ただし、当該危害が発生するおそれがな

いときは、この限りでない。

七 危険工室等には、携帯電灯以外の灯火又は

に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 「略」

一～五 「略」

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃

除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異

物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合

合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工

室の付近に散水する等の適切な措置を講ずる

こと。

七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を

電波を發する機器であつて、取り扱う火薬類が爆発し又は發火するおそれがあるものを携えないこと。ただし、爆発試験場、燃焼試験場若しくは發射試験場における試験又は廃棄焼却場における焼却のために用いられるものについては、この限りでない。

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、發火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九・十 「略」

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要

携えないこと。

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、發火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

九・十 「略」

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要

がある場合には、集積することなく、第四条
第一項第二十四号の四の規定により設けられ
た設備で十分に放冷した後でなければ、日乾
場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容
器は、常にそれらの機能を点検し及び整備す
るとともに、不具合のある場合は使用しない
こと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容
器を修理する場合には、製造保安責任者の指
示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講
ずること。

がある場合には、集積することなく、第四条
第一項第二十四号の四の規定により設けられ
た設備で常温まで放冷した後でなければ、日
乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容
器は、常にそれらの機能を点検し、手入れを
怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容
器を修理する場合には、必ず当該工室の外に
おいて、製造保安責任者の指示に従つてその
機械、器具又は容器に付着又は滲透した火薬
類を除去した後でなければ着手しないこと。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 「略」

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 「略」

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない

十六 「略」

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十六 「略」

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれのある工室及びその付近に入れないこと。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃薬焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 「略」

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室内で行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 「略」

ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

場所で危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。

十九 「略」

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの以外の火薬類の製造作業は、一定の工室内で行うこと。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

イ 「略」

ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室内の例により設けられた一定

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星打ち作業又は星掛け作業を行う場合

二十 「略」

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を

の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を行う場合

ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規定する危険工室の例により設けられた一定の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて星打ち作業及び星掛け作業を行う場合

二十 「略」

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚げ煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を

表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二～二十四 「略」

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬

を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二～二十四 「略」

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はそのこ（その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。

二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬

類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九・三十 「略」

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、見張をつける等盗難防止の措置を講じなければならない。

二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九・三十 「略」

三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二・三十一の三 「略」

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 「略」

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十一の二・三十一の三 「略」

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 「略」

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。

イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 「略」

ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ〜ヘ 「略」

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条

三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合すること。

イ 「略」

ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ〜ヘ 「略」

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条

第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号までに掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二〇五 「略」

3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- 一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二〇五 「略」

3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一〇五 「略」

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又

一〇五 「略」

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定する。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてなければならない。

八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備

はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃薬焼却場には、携帯電灯以外の灯火又は電波を発生する機器であつて、取り扱う火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるものを携えないこと。ただし、廃薬焼却場における焼却のために用いられるものについては、この限りでない。

は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃薬焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積する場合は、この限りでない。

十一 「略」

十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十一 「略」

十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外にお

十五 移動式製造設備は、その目的を定め、そ

十四 削除

いて、製造保安責任者の指示に従ってその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講じること。

十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設

の目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講

備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一

ずること。

十八 削除

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措置を講ずること。

二十 「略」

二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切

定の場所で危険予防の措置を講じること。

十八 特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、

一定の場所で行うこと。

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。

二十 「略」

二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適

な圧力により排出を行うこと。

二十二・二十三 「略」

2 「略」

別表第一 (第四十四条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一 第四条第一項 第一号の標識及	一 製造所の標識及び 爆発又は発火に関し

切な圧力により排出を行うこと。

二十二・二十三 「略」

2 「略」

別表第一 (第四十四条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合 一 第四条第一項 第一号の標識、	一 製造所の標識、掲 示板、境界さく及び

び爆発又は発火 に 関し 必要 な事 項 の 掲 示、 危 険 区 域 の 設 定、 危 険 区 域 が 明 確 に 判 別 で き る よ う な 措 置 並 び に 警 戒 札 の 掲 示 の 状 況	二 「略」	三 第 四 条 第 一 項 第 三 号 の 火 災 に よ る 延 焼 を 防 止
--	----------	--

必 要 な 事 項 の 掲 示、 危 険 区 域 の 設 定、 危 険 区 域 が 明 確 に 判 別 で き る よ う な 措 置 並 び に 警 戒 札 の 掲 示 の 状 況 を、 目 視 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。	二 「略」	三 危 険 区 域 の 境 界 が 森 林 内 に 設 け ら れ た 場 合 に つ い て 火 災 に
---	----------	--

掲 示 板、 危 険 区 域、 境 界 さ く 及 び 警 戒 札 等	二 「略」	三 第 四 条 第 一 項 第 三 号 の 防 火 の た め の 空 地
---	----------	--

警 戒 札 の 設 置 等 の 措 置 の 状 況 並 び に 危 険 区 域 の 設 定 の 状 況 を 、 目 視 及 び 図 面 に よ り 検 査 す る。	二 「略」	三 森 林 内 に 設 け た 境 界 さ く 沿 い の 防 火 の た め の 空 地 の 幅 を、
--	----------	---

第五号の危険区	六 第四条第一項	四・五 「略」	するための措置
---------	----------	---------	---------

ラー室及び煙突が設	六 危険区域内にボイ	四・五 「略」	よる延焼を防止する ための措置の状況を 、目視及び図面、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定又は機 器等の作動試験若し くはその記録により 検査する。
-----------	------------	---------	--

第五号の危険区	六 第四条第一項	四・五 「略」	
---------	----------	---------	--

たボイラーの燃料の	六 危険区域内に設け	四・五 「略」	巻き尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の幅を満た していることが目視 により容易に判定で きる場合に限り、目 視による検査に替え ることができる。
-----------	------------	---------	---

七 第四条第一項	六の二 〔略〕	域内のボイラー 室及び煙突
-------------	------------	------------------

七 爆発の危険のある	六の二 〔略〕	置かれていないこと を、目視及び図面に より検査する。ただ し、危険区域内に、 固体燃料を使用しな いボイラーのボイラ ー室及び煙突が設置 されている場合には 、ボイラーの燃料の 種類を、記録により 検査する。
---------------	------------	---

七 第四条第一項	六の二 〔略〕	域内のボイラー 室及び煙突
-------------	------------	------------------

七 爆発の危険のある	六の二 〔略〕	種類を、記録により 検査する。
---------------	------------	--------------------

第六号の爆発の
危険のある工室
の構造及び建築
材料

工室について、設置
の状況、火焰に対し
て抵抗性を有する構
造となつてゐること
及び建築材料の種類
を、目視及び図面に
より検査する。ただ
し、放爆式構造又は
準放爆式構造の場合
であつて、既定の建
築材料を使用しない
ものについては、当
該工室の構造等を、

第六号の爆発の
危険のある工室
の構造及び建築
材料

工室について、設置
の状況、火焰に対し
て抵抗性を有する構
造及び建築材料の種
類を、目視及び図面
により検査する。た
だし、放爆式構造又
は準放爆式構造の場
合であつて、既定の
建築材料を使用しな
いものについては、
当該工室の構造等を
、目視、図面及び測

八 第四条第一項 第七号の煙火等 の製造所以外の 製造所の爆発の 危険のある工室 又は火薬類一時 置場の土堤及び 防爆壁	
---	--

八 煙火等の製造所以 外の製造所の爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場に設 けた土堤の構造等を 、別表第二第十六項 各号に掲げる完成検 査の方法により検査 する。ただし、放爆 式構造又は準放爆式	目視、図面及び測定 器具を用いた測定に より検査する。
---	-----------------------------------

八 第四条第一項 第七号の煙火等 の製造所以外の 製造所の爆発の 危険のある工室 又は火薬類一時 置場の土堤及び 防爆壁	
---	--

八 煙火等の製造所以 外の製造所の爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場に設 けた土堤の構造等を 、別表第二第十五項 各号に掲げる完成検 査の方法により検査 する。ただし、放爆 式構造又は準放爆式	定器具を用いた測定 により検査する。
---	-----------------------

構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、

構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十七項各号に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、

空包若しくは推進的
爆発の用途に供せら
れる火薬であつてロ
ケットの推進に用い
られるものを保管す
る火薬類一時置場の
場合であつて、土堤
を省略したものに
ついては、当該火薬類
一時置場の構造等を
、別表第二第十二項
各号に掲げる完成検
査の方法により検査

空包若しくは推進的
爆発の用途に供せら
れる火薬であつてロ
ケットの推進に用い
られるものを保管す
る火薬類一時置場の
場合であつて、土堤
を省略したものに
ついては、当該火薬類
一時置場の構造等を
、別表第二第十一項
各号に掲げる完成検
査の方法により検査

し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものに就いては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向の土

し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものに就いては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は準放爆式構造の工室の場合であつて、放爆面以外の方向

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設
ける土堤、簡易

堤、簡易土堤又は防
爆壁を省略したもの
については、当該工
室の構造等を、目視
及び図面により検査
する。

九 煙火等の製造所の
爆発の危険のある工
室又は火薬類一時置
場に設けた土堤、簡
易土堤又は防爆壁を
、別表第二第十六項
から第十八項に掲げ

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設
ける土堤、簡易

の土堤等を省略した
ものについては、当
該工室の構造等を、
目視及び図面により
検査する。

九 煙火等の製造所の
爆発の危険のある工
室又は火薬類一時置
場に設けた土堤、簡
易土堤又は防爆壁（
以下「土堤等」とい
う。）の構造等を、

土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他延焼を遮断する措置

る完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した物については、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完

土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他延焼を遮断する措置

別表第二第十五項から第十七項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤等を省略した物については、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第

成検査の方法により
検査し、放爆式構造
又は準放爆式構造の
危険工室等を互いに
接続している場合に
あつて、放爆面以外
の方向の土堤、簡易
土堤又は防爆壁を省
略したものについて
は、当該工室の構造
等を、目視及び図面
により検査し、製造
所外の保安物件に対

十三項各号に掲げる
完成検査の方法によ
り検査し、放爆式構
造又は準放爆式構造
の危険工室等を互い
に接続している場合
であつて、放爆面以
外の方向の土堤等を
省略したものについ
ては、当該工室の構
造等を、目視及び図
面により検査し、及
び土堤等を省略した

する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視及び測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講じているものについては、当該措置の状況を、

場合であつて、防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講じているものについては、当該防火壁の構造等を、目視及び図面により検査する。

十 第四条第一項

第七号の三の避

雷装置

目視及び図面により
検査する。

十 危険工室及び火薬

又は爆薬の停滞量（

火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又

は爆薬の停滞量）が

百キログラムを超え

る火薬類一時置場に

設けた避雷装置の構

造等を、別表第二第

十五項に掲げる完成

検査の方法により検

十 第四条第一項

第七号の三の避

雷装置

十 危険工室及び火薬

又は爆薬の停滞量（

火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又

は爆薬の停滞量）が

百キログラムを超え

る火薬類一時置場に

設けた避雷装置の構

造等を、別表第二第

十四項に掲げる完成

検査の方法により検

査する。ただし、煙
火等の製造所におけ
る危険工室及びがん
具煙火貯蔵庫に貯蔵
することができるが
ん具煙火並びに導火
線を保管する火薬類
一時置場の場合であ
つて、避雷装置を設
置していないものに
ついては、当該火薬
類一時置場の構造等
を、別表第二第十四

査する。ただし、煙
火等の製造所におけ
る危険工室及びがん
具煙火貯蔵庫に貯蔵
することができるが
ん具煙火並びに導火
線を保管する火薬類
一時置場の場合であ
つて、避雷装置を設
置していないものに
ついては、当該火薬
類一時置場の構造等
を、別表第二第十三

<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と</p>	<p>十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室</p>	<p>十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室</p>
---	---	---

<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と</p>	<p>十二 発火の危険のあ る工室と他の施設と の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮</p>	<p>項に掲げる完成検査 の方法により検査を 行う。</p> <p>十一 発火の危険のあ る工室の設置の状況 及び耐火性構造とな つてしていることを、目 視及び図面により検 査する。</p>
---	---	---

<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と</p>	<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室の耐火性構造</p>	<p>十一 第四条第一 項第八号の発火 の危険のある工 室</p>
---	---	---

<p>十二 第四条第一 項第九号の発火 の危険のある工 室と他の施設と</p>	<p>十二 発火の危険のあ る工室と他の施設と の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮</p>	<p>項各号に掲げる完成 検査の方法により検 査を行う。</p> <p>十一 発火の危険のあ る工室の設置の状況 及び耐火性構造を、 目視及び図面により 検査する。</p>
---	---	--

の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置	十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備
--	--

断するための措置の 状況を、目視及び図 面により検査する。	十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備について設 置の状況を、目視及 び図面により検査し 、及び当該消火設備 の性能を、作動試験 又はその記録により 検査する。
-------------------------------------	--

の間への防火壁 の設置その他延 焼を遮断する措 置	十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備
------------------------------------	--

断する措置の状況を 、目視及び図面によ り検査する。	十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の設置の状 況を、目視及び図面 により検査し、及び 当該消火設備の性能 を、作動試験又はそ の記録により検査す る。
----------------------------------	---

十三の二 第四条

第一項第九号の

三の無煙火薬の

分解及び発火を

防止するための

措置並びに当該

無煙火薬が発火

したときに爆発

を防止するため

の措置

十三の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場における火薬の

分解及び発火を防止

するための措置並び

に当該発火による爆

発を防止するための

措置の状況を、目視

、図面、測定器具を

用いた測定及び機器

等の作動試験又はそ

の記録により検査す

る。

十三の二 第四条

第一項第九号の

三のスプリング

ラー設備

十三の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場に設けたスプリ

ングラー設備の設置

の状況を、目視、図

面及び測定器具を用

いた測定により検査

し、かつ、当該スプ

リングラー設備の性

能を、作動試験又は

その記録により検査

する。

<p>「削る」</p>	<p>十四 第四条第一 項第十号の危険 工室の付近の消 火のための設備</p> <p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>
-------------	---

<p>「削る」</p>	<p>十四 危険工室の付近 の消火のための設備 の有無を、目視によ り検査する。</p> <p>十五 危険工室の窓及 び出口の扉について 、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、目 視及び図面により検 査する。</p>
-------------	---

<p>第十五の二 第四 条第一項第十一号</p>	<p>十四 第四条第一 項第十号の危険 工室の付近の消 火の設備</p> <p>十五 第四条第一 項第十一号の危 険工室の窓、出 口及び扉</p>
------------------------------	---

<p>第十五の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時</p>	<p>十四 危険工室の付近 の消火の設備の有無 を、目視により検査 する。</p> <p>十五 危険工室に設け た窓及び出口の設置 の状況、構造、当該 扉の金具の材質並び に窓ガラスの不透明 性を、目視及び図面 により検査する。</p>
----------------------------------	--

十五の二 第四条

第一項第十一号

口の危険工室の

窓及び扉に用い

る金具

十五の二 危険工室の

窓及び扉に用いる金

具の材質を、目視及

び図面により検査す

る。ただし、摩擦に

より火薬類が爆発し

又は発火するおそれ

がない場合には、当

の二の暗幕その
他の遮光のため
の設備

〔新設〕

置場に設けた窓の暗
幕その他の遮光のた
めの設備の設置の状
況を、目視により検
査する。

〔新設〕

十五の三 第四条

第一項第十一号

窓
ハの危険工室の

該おそれがないこと
を、目視、図面及び
記録により検査す
る。

十五の三 危険工室の

窓について火薬類が
爆発し又は発火する
ことを防止するため
の措置の状況を、目
視又は図面により検
査する。ただし、直
射日光により火薬類
が爆発し又は発火す

〔新設〕

〔新設〕

十六 第四条第一
項第十二号イの
内面の剥離及び
内面の一部が火
薬類に混入する
ことを防止する
ための措置

るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面及び記録により
検査する。

十六 危険工室の内面
について、内面の剥
離及び内面の一部が
火薬類に混入するこ
とを防止するための
措置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、内面

十六 第四条第一
項第十二号の危
険工室の内面

十六 危険工室の内面
について、土砂類の
はく落及び飛散を防
ぎ、かつ、床面に鉄
類を表さない構造と
なっていることを、
目視により検査す
る。

十六の二 第四条
第一項第十二号
ロの飛散した火
薬類の浸透又は

の一部が火薬類に混
入することにより、
当該火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面及び記録
により検査する。

十六の二 危険工室の
内面について、飛散
した火薬類の浸透又
は侵入を防止するた

〔新設〕

〔新設〕

侵入を防止する
ための措置及び
飛散した火薬類
を容易に除去で
きる措置

めの措置の状況を、
目視及び図面により
検査し、及び飛散し
た火薬類を容易に除
去するための措置の
状況を、目視及び図
面により検査する。
ただし、火薬類が飛
散するおそれがない
場合には、当該おそ
れがないことを、目
視、図面及び記録に
より検査する。

十六の三 第四条

第一項第十二号

ハの床面の、火

薬類が落下する

ことにより爆発

し又は発火する

ことを防止する

ための措置

十六の三 危険工室の

床面について、火薬

類が落下することに

より爆発し又は発火

することを防止する

ための措置の状況を

目視及び図面により

検査する。ただし、

火薬類が床面にこぼ

れ又は落下するおそ

れがない場合は、当

該おそれがないこと

を、目視、図面及び

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条
第一項第十二号
二の危険工室の
床面

記録により検査し、
火薬類が落下するこ
とにより爆発し又は
発火するおそれがな
い場合は、当該おそ
れがないことを、目
視、図面及び記録に
より検査する。

十六の四 第四条第一
項第十二号二の危険
工室の床面の材料を
目視及び図面によ
り検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十七	削除	十八	第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制 限
----	----	----	--

十七	削除	十八	危険工室内に原 動機及び温湿度調整 装置が据付けられて いないことを、目視 により検査する。た だし、火薬類の爆発
----	----	----	--

十七	第四条第一 項第十三号の危 険工室の床面	十八	第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動 機及び温湿度調 整装置据付け制 限
----	----------------------------	----	--

十七	危険工室の床面 の材料の種類及び火 薬類の浸透又はその 粉末が侵入しないよ うな措置の状況を、 目視により検査す る。	十八	危険工室内に据 付けた原動機及び温 湿度調整装置の爆発 又は発火を起こすお それのない措置の状 況を、目視により検
----	---	----	--

「削る」

又は発火を起こすお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
及び記録により検査
する。

「削る」

十八の二 第四条
第一項第十四号
の二の温湿度記
録計及び温湿度
調整装置

査する。

十八の二 無煙火薬を
存置する火薬類一時
置場に設けた温湿度
記録計の床面からの
高さを、巻き尺その
他の測定器具を用い
た測定により検査し

十九 第四条第一
項第十五号イの
危険工室内の機
械、器具又は容
器の、摩擦によ
り火薬類が爆発
し又は発火しな

十九 危険工室内の機
械、器具又は容器に
ついて、摩擦により
火薬類が爆発し又は
発火しない構造とな
っていることを、目
視及び図面により検

十九 第四条第一
項第十五号の危
険工室内の機械
、器具又は容器

、かつ、温湿度調整
装置が防爆性能を有
する構造となってい
ることを、目視及び
図面により検査す
る。

十九 危険工室内に据
付け又は備え付けた
機械、器具又は容器
について、鉄と鉄と
の摩擦がなく、摩擦
部には滑剤を塗布し
、かつ、動揺、脱落

い構造

十九の二 第四条
第一項第十五号
ロの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、振動

査する。ただし、摩
擦により火薬類が爆
発し又は発火するお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
及び記録により検査
する。

十九の二 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火し

〔新設〕

、腐しよく又は火薬
類の粉末の付着若し
くは侵入を防ぐ構造
となつていることを
、目視により検査す
る。

〔新設〕

又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 第四条
第一項第十五号

ない構造となつてい
ることを、目視及び
図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面及び記録により
検査する。

十九の三 危険工室内
の機械、器具又は容

〔新設〕

〔新設〕

ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類が変質し又は
爆発し若しくは
発火しない構造

器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視及び図面により検
査する。ただし、腐
食により火薬類が変
質し又は爆発し若し
くは発火するおそれ
がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面及び

十九の四 第四条
第一項第十五号
二の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は侵入により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

記録により検査す
る。
十九の四 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、火薬類
の付着、浸透又は侵
入により火薬類が爆
発し又は発火しない
構造となつているこ
とを、目視及び図面
により検査する。た
だし、火薬類の付着
、浸透又は侵入によ

〔新設〕

〔新設〕

二十 第四条第一
項第十六号の危
険工室内の暖房
装置

り火薬類が爆発し又
は発火するおそれが
ない場合には、当該
おそれがないことを
目視、図面及び記
録により検査する。

二十 危険工室内の暖
房装置について、火
薬類の爆発又は発火
を防止するための措
置の状況を、目視及
び図面により検査す
るとともに、燃焼し

二十 第四条第一
項第十六号の危
険工室内の暖房
装置

二十 危険工室内の暖
房装置の熱源の種類
、設置の状況及びそ
の熱面に火薬類の粉
末又は塵あいの付着
を避ける措置の状況
を、目視により検査

第二十一 第四条第一項第十七号の
パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

やすい物との隔離の状況を、目視により検査する。

第二十一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。

第二十一 第四条第一項第十七号の
危険工室内の高熱源を使用するパラフィン槽に付けられた安全装置

する。

第二十一 危険工室内の高熱源を使用するパラフィン槽に付けられた安全装置の取付け状況を目視により検査し、及び当該安全装置の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

二十二 第四条第

一項第十八号の

危険工室又は火

薬類一時置場を

照明する設備

二十二 危険工室又は

火薬類一時置場を照

明する設備について

、漏電、可燃性ガス

、粉じん等により火

薬類が爆発し又は発

火することを防止す

るための措置の状況

を、目視及び図面に

より検査する。ただ

し、漏電、可燃性ガ

ス、粉じん等により

火薬類が爆発し又は

二十二 第四条第

一項第十八号の

危険工室又は火

薬類一時置場の

照明設備

二十二 危険工室又は

火薬類一時置場に設

けられた照明設備の

漏電、可燃性ガス、

粉じん等に対する安

全な防護装置、電灯

及び電気配線の設置

の状況を、目視によ

り検査する。

二十三 第四条第
一項第十九号の
危険工室内の機
械設備又は乾燥
装置の金属部に
おける接地

発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面及び記録
により検査する。

二十三 危険工室内の
機械設備又は乾燥装
置の金属部について
、接地の状況を、接
地抵抗測定用器具を
用いた測定又はその
記録により検査す
る。

二十三 第四条第
一項第十九号の
危険工室内の機
械設備又は乾燥
装置の金属部の
接地

二十三 危険工室内の
機械設備又は乾燥装
置の金属部の接地の
状況を、接地抵抗測
定用器具を用いた測
定又はその記録によ
り検査する。

<p>二五 〔略〕</p> <p>二六 削除</p>	<p>二四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等にお ける必要な事項 の揭示</p>
<p>二五 〔略〕</p> <p>二六 削除</p>	<p>二四 危険工室等に おける火薬類の種 類及び停滞量、同 時に存置すること ができる火薬類の 原料及び最大数 量、定員、注意事 項その他必要な 事項の揭示の状況 並びに記載内容を、 目視により検査す る。</p>
<p>二五 〔略〕</p> <p>二六 第四条第 一項第二十二号</p>	<p>二四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等の掲 示板</p>
<p>二五 〔略〕</p> <p>二六 火薬類の飛散 するおそれのある工</p>	<p>二四 危険工室等の 揭示板の設置の状 況及び記載内容を、 目視により検査す る。</p>

二十七 第四条第
一項第二十二号
の火薬類及びそ
の原料の粉じん
が飛散するおそ
れがある設備の
粉じんの飛散を

二十七 火薬類及びそ
の原料の粉じんの飛
散するおそれがある
設備について、粉じ
んの飛散を防ぐため
の措置の状況を、目
視により検査する。

二十七 第四条第
一項第二十二号
の二の火薬類及
びその原料の粉
じんが飛散する
おそれのある設
備の粉じんの飛
び内壁
る工室の天井及
するおそれのあ
の火薬類の飛散

二十七 火薬類及びそ
の原料の粉じんの飛
散するおそれのある
設備の粉じんの飛散
を防ぐ措置の状況を
、目視により検査す
る。
室の天井及び内壁に
ついて、隙間がなく
、かつ、水洗に耐え
表面を滑らかにする
措置の状況を、目視
により検査する。

防ぐための措置

二十八 第四条第

一項第二十二号

の二の硝化設備

等の、火薬類の

過熱による爆発

又は発火を防止

するための措置

二十八 硝化設備、乾

燥設備その他特に温

度の変化が起こる設

備について、火薬類

の過熱による爆発又

は発火を防止するた

めの措置の状況を、

目視、図面、測定器

具を用いた測定又は

その記録及び機器等

の作動試験又はその

記録により検査す

散を防ぐ措置

二十八 第四条第

一項第二十二号

の三の硝化設備

等の温度測定装

置

二十八 硝化設備、乾

燥設備その他特に温

度の変化が起こる設

備の温度測定装置の

設置状況を、目視に

より検査し、及び当

該温度測定装置の精

度を、温度測定装置

精度確認用器具を用

いた測定又はその記

録により検査する。

二十九 第四条第

一項第二十二号

の三の火薬類又

はその原料を過

度に加圧するこ

とを防ぐための

措置

る。

二十九 火薬類又はそ

の原料を加圧する設

備について、火薬類

を過度に加圧するこ

とを防ぐための措置

の状況を、目視、図

面及び機器等の作動

試験又はその記録に

より検査する。ただ

し、当該火薬類又は

その原料が、加圧に

より爆発し又は発火

二十九 第四条第

一項第二十二号

の四の加圧装置

の安全装置

二十九 火薬類を加圧

する設備の安全装置

の設置の状況を、目

視により検査し、及

び当該安全装置の機

能を作動試験又はそ

の記録により検査す

る。

三十 第四条第一
項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

するおそれがない場
合には、当該おそれ
がないことを、目視
、図面及び記録によ
り検査する。

三十 危険工室におけ
る静電気により火薬
類が爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の状況を
、目視、図面及び測
定器具を用いた測定
又はその記録により

三十 第四条第一
項第二十二号の
五の静電気を発
生し、爆発又は
発火するおそれ
のある設備の静
電気を除去する
措置

三十 火薬類の製造中
に静電気を発生し、
爆発又は発火するお
それのある設備の静
電気を除去する措置
の状況を、目視及び
記録により検査す
る。

〔削る〕

検査する。ただし、
静電気により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面及び記録により
検査する。

〔削る〕

三十の二 第四条
第一項第二十二
号の五の二の雷
薬又は滝剤の配
合及びてん薬を

三十の二 雷薬又は滝
剤の配合及びてん薬
を行う危険工室の床
及び作業台の導電性
マットの敷設並びに

三十一
削除

三十一
削除

三十一 第四條第
一項第二十二号
の六の静電気に
より爆発又は発
火するおそれの
ある火薬類を取
り扱う危険工室
等における身体
に帯電した静電

接地の状況を、目視
及び記録により検査
する。

三十一 静電気により
爆発又は発火のおそ
れのある火薬類を取
り扱う危険工室等に
おける身体に帯電し
た静電気を除去する
設備の設置の状況を
、目視により検査し
、及び接地の状況を

<p>三十二 第四条第 一項第二十三号 の可燃性ガス又 は有毒ガスの排 気装置</p>	<p>三十二 可燃性ガス又 は有毒ガスの発散す るおそれのある工室 のガス排気装置につ いて、設置の状況を 、目視及び図面によ り検査し、及び当該 装置の性能を、作動 試験又はその記録に</p>
---	---

<p>気除去設備</p> <p>三十二 第四条第 一項第二十三号 の可燃性ガス等 の発散するおそ れのある工室の ガス排気装置</p>	<p>、接地抵抗測定用器 具を用いた測定又は その記録により検査 する。</p> <p>三十二 可燃性ガス又 は有毒ガスの発散す るおそれのある工室 のガス排気装置の設 置の状況を、目視及 び図面により検査し 、及び当該装置の性 能を、作動試験又は その記録により検査</p>
---	--

三十三 「略」
三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加

より検査する。ただ
し、可燃性ガス又は
有毒ガスが発生する
おそれがない場合に
は、当該おそれがな
いことを、目視、図
面及び記録により検
査する。

三十三 「略」
三十四 火薬類を乾燥
する工室内に設置さ
れた加温装置につい
て、乾燥中に火薬類

三十三 「略」
三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加

する。

三十三 「略」
三十四 火薬類を乾燥
する工室内に設置さ
れた加温装置の設置
の状況を、目視及び

温装置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

が爆発し又は発火し
ないための措置の状
況を、目視及び図面
により検査し、及び
当該加温装置の性能
を、作動試験又はそ
の記録により検査す
る。

三十五 日乾場の乾燥
台について、火薬類
の落下による爆発又
は発火を防止するた
めの措置及び砂じん

温装置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

図面により検査し、
及び当該加温装置の
性能を、作動試験又
はその記録により検
査する。

三十五 日乾場の乾燥
台の高さを、巻尺そ
他の測定器具を用
いた測定により検査
する。

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ

の混入を防止するた
めの措置の状況を、
目視及び巻尺その他
の測定器具を用いた
測定により検査す
る。

三十六 爆発の危険の
ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防
壁を、別表第二第十
七項又は別表第二第
十八項に掲げる完成

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ

三十六 爆発の危険の
ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防
壁の構造等を、別表
第二第十六項各号又
は別表第二第十七項

他の施設との
間への防火壁の
設置その他延焼
を遮断するため
の措置

検査の方法により検
査し、発火の危険の
ある日乾場とその他
の施設との間への防
火壁の設置その他延
焼を遮断するための
措置の状況を、目視
、図面及び測定器具
を用いた測定により
検査し、及び当該日
乾場とその他の施設
との距離を、巻尺そ
の他の測定器具を用

他の施設との
間への防火壁の
設置その他延焼
を遮断する措置

に掲げる完成検査の
方法により検査し、
発火の危険のある日
乾場とその他の施設
との間への防火壁の
設置その他延焼を遮
断する措置の状況を
、目視、図面及び測
定器具を用いた測定
により検査し、及び
当該日乾場とその他
の施設との距離を、
巻尺その他の測定器

設備	放冷するための	の四の日乾場の	一項第二十四号	三十七 第四条第
----	---------	---------	---------	----------

だし、日乾作業終了	により検査する。た	設備の有無を、目視	類を放冷するための	三十七 日乾場の火薬	ことができる。	による検査に代える	限り、目視及び図面	に判定できる場合に	及び図面により容易	する。ただし、目視	いた測定により検査
-----------	-----------	-----------	-----------	------------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

設備	放冷するための	の四の日乾場の	一項第二十四号	三十七 第四条第
----	---------	---------	---------	----------

により検査する。	設備の有無を、目視	類を放冷するための	三十七 日乾場の火薬	る。	替えることができる。	び図面による検査に	場合に限り、目視及	り容易に判定できる	、目視及び図面によ	り検査する。ただし	具を用いた測定によ
----------	-----------	-----------	------------	----	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

三十七の二 第四
条第一項第二十
四号の五の星打
ち場又は星掛け
場の日光の直射
を防ぐための措
置

後火薬類を放冷する
必要がない場合には
、火薬類を放冷する
必要がないことを、
目視、図面及び記録
により検査する。
三十七の二 星打ち場
又は星掛け場におけ
る日光の直射を防ぐ
ための措置の状況を
、目視により検査す
る。

〔新設〕

〔新設〕

<p>三十八の二 第四 条第一項第二十 五号口の土堤、 防爆壁又は防火</p>	<p>三十八 第四条第 一項第二十五号 イの爆発試験場 等</p>
<p>三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表</p>	<p>三十八 爆発試験場、 燃烧試験場、発射試 験場又は廃薬試験場 について、危険区域 内に設置されている ことを、目視により 検査する。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>三十八 第四条第 一項第二十五号 の爆発試験場等</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>三十八 爆発試験場、 燃烧試験場、発射試 験場又は廃薬試験場 について、危険区域 内に設置し、かつ、 その周囲の樹木、雑 草等を伐採した状況 を、目視により検査 する。</p>

壁その他の延焼
を遮断するため
の措置

第二第十六項又は第
十八項に掲げる完成
検査の方法により検
査し、防火壁その他
の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、火薬
類が爆発し又は発火
することにより周辺
の施設に危害を及ぼ

三十九 第四条第 一項第二十六号	三十八の三 第四 条第一項第二十 五号ハの周囲の 火災を防止する ための措置
---------------------	--

三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容	三十八の三 周囲の火 災を防止するための 措置の状況を、目視 、 図面及び機器等の 作動試験又はその記 録により検査する。	すおそれがない場合 には、当該おそれが ないことを、目視、 図面及び記録により 検査する。
-------------------------	---	---

三十九 第四条第 一項第二十六号	〔新設〕
---------------------	------

三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容	〔新設〕
-------------------------	------

の火薬類等の運搬容器			
	三十九の二 「略」	四十 第四条第一項第二十七号の危険区域内で火	

器について、収容物と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造となつてゐることを、目視及び記録により検査する。	三十九の二 「略」	四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬す	
--	-----------	------------------------------	--

の火薬類等の運搬容器			
	三十九の二 「略」	四十 第四条第一項第二十七号の危険区域内で火	

器について、収容物と化学反応を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造となつてゐることを、目視及び記録により検査する。	三十九の二 「略」	四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車の構造を、目視及	
---	-----------	------------------------------	--

薬類を運搬する 運搬車	四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び 勾配
----------------	---

る火薬類その他周囲 の火薬類の爆発又は 発火を防止するため の措置の状況を、目 視及び図面により検 査する。	四十一 火薬類の運搬 通路について、路面 及び勾配の状況を、 目視及び測定器具を 用いた測定又はその 記録により検査す る。
---	--

薬類を運搬する 運搬車	四十一 第四条第 一項第二十八号 の火薬類の運搬 通路の路面及び こう配
----------------	--

び図面等により検査 する。	四十一 火薬類の運搬 通路の路面の状況を 目視により検査し、 当該路面のこう配を 水準器その他の測定 器具を用いた測定又 はその記録により検
------------------	--

2 製造設備が定置
式製造設備であつ
て、不発弾等の解
撤作業を行う製造
施設の場合

2 製造設備が定置
式製造設備であつ
て、不発弾等の解
撤作業を行う製造
施設の場合

査する。ただし、当
該測定において、既
定のこう配を満たし
ていることが目視に
より容易に判定でき
る場合に限り、目視
による検査に代える
ことができる。

一 第四条第二項
において準用す
る第四条第一号
から第三号まで
、第五号、第七
号、第七号の三
、第九号、第九
号の二、第十号
から第十二号ま
で、第十四号か
ら第二十二号の
二まで、第二十
二号の四から第

一 前項第一号から第
三号まで、第六号、
第八号、第十号、第
十二号、第十三号、
第十四号から第十六
号の四まで、第十八
号から第二十五号ま
で、第二十七号、第
二十八号、第三十号
、第三十二号から第
三十四号まで、第三
十九号、第四十号、
第四十一号に掲げる

〔新設〕

〔新設〕

二十四号まで、

第二十六号、第

二十七号及び第

二十八号に掲げ

る検査項目

二〇五 「略」

「削る」

完成検査の方法によ

り検査を行う。

二〇五 「略」

「削る」

一〇四 「略」

五 第四条第二項

第五号の不発弾

等解撤工室（鋼

製チャンバを除

く。）の内面

一〇四 「略」

五 不発弾等解撤工室

の内面について、土

砂類のはく落及び飛

散を防ぎ、かつ、床

面に鉄類を表さない

構造となつているこ

とを、目視により検

<p>備 作による解撤設 第八号の遠隔操</p>	<p>七 「略」</p>	<p>八 第四条第二項</p>	<p>六 削除</p>
<p>し、及び当該設備の を、目視により検査</p>	<p>七 「略」</p>	<p>八 遠隔操作による解 撤設備の設置の状況</p>	<p>六 削除</p>
<p>備 作による解撤設 第八号の遠隔操</p>	<p>七 「略」</p>	<p>八 第四条第二項</p>	<p>六 第四条第二項 第六号の不発弾 等解撤工室（鋼 製チャンバを除 く。）の床面</p>
<p>況を、目視により検 ては、その設置の状 作できるものにあつ</p>	<p>七 「略」</p>	<p>八 解撤設備が遠隔操</p>	<p>六 不発弾等解撤工室 の床面の材料の種類 及び火薬類の浸透又 はその粉末が侵入し ないような措置の状 況を、目視により検 査する。</p>

九 第四条第二項
第九号の温度上
昇を防止するた
めの措置

機能を、作動試験又
はその記録により検
査する。

九 不発弾解撤工室に
おける温度上昇を防
止する措置の状況を
、目視、凶面及び機
器等の作動試験又は
その記録により検査
する。ただし、温度
上昇により不発弾等
が爆発し又は発火す

九 第四条第二項
第九号の解撤作
業中にその温度
が上昇し、爆発
又は発火するお
それがある不発
弾等を取り扱う
設備の温度上昇
を防止する措置

査し、及び当該設備
の機能を、作動試験
又はその記録により
検査する。

九 解撤作業中にその
温度が上昇し、爆発
又は発火するおそれ
がある不発弾等を取
り扱う設備の温度上
昇を防止する措置の
状況を、目視により
検査し、及び当該設
備の機能を、作動試

十 「略」	十一 第四条第二 項第十一号イの 不発弾等廃棄処 理場
----------	--------------------------------------

図面及び記録により 検査する。 には、当該おそれが ないことを、目視、	十 「略」 十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険 区域内に設置されて いることを、目視に より検査する。
--	---

十 「略」	十一 第四条第二 項第十一号の不 発弾等廃棄処理 場
----------	-------------------------------------

験又はその記録によ り検査する。	十 「略」 十一 不発弾等廃棄処 理場について、危険 区域内に設置し、か つ、その周囲の樹木 、雑草等を伐採した 状況を、目視により 検査する。
---------------------	---

十一の二 第四条

第二項第十一号

ロの土堤、防爆

壁又は防火壁そ

他の延焼を遮

断するための措

置

十一の二 土堤又は防

爆壁を設置したもの

については、土堤又

は防爆壁を、別表第

二第十六項又は第十

八項に掲げる完成検

査の方法により検査

し、防火壁その他の

延焼を遮断するため

の措置を講じたもの

については、当該措

置の状況を、目視及

び図面により検査す

〔新設〕

〔新設〕

十一の三 第四条
第二項第十一号
ハの周囲の火災
を防止するため

る。ただし、火薬類
が爆発し又は発火す
ることにより周辺の
施設に危害を及ぼす
おそれがない場合に
は、当該おそれな
いことを、目視、図
面及び記録により検
査する。

十一の三 周囲の火災
を防止するための措
置の状況を、目視、
図面及び機器等の作

〔新設〕

〔新設〕

の措置	<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の並びに警戒札の揭示の状況</p>
-----	---

<p>動試験又はその記録により検査する。</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に關し必要な事項の揭示、移動区域の設定並びに警戒札の揭示の状況を、目視及び図面により検査する。</p>
--------------------------	--

<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第一項第一号の標識、揭示板、移動区域、境界さく及び警戒札</p>	<p>一 製造所の標識、揭示板、境界さく及び警戒札の設置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。</p>
--	--

二 「略」

三 第四条の二第

一項第三号の火

災による延焼を

防止するための

措置

二 「略」

三 移動区域の境界が

森林内に設けられた

場合について、火災

による延焼を防止す

るための措置の状況

を、目視、図面、巻

尺その他の測定器具

を用いた測定及び機

器等の作動試験又は

その記録により検査

する。

二 「略」

三 第四条の二第

一項第三号の防

火のための空地

二 「略」

三 森林内に設けた境

界さく沿いの防火の

ための空地の幅を、

巻き尺その他の測定

器具を用いた測定に

より検査する。ただ

し、当該測定におい

て、既定の幅を満た

していることが目視

により容易に判定で

きる場合に限り、目

視による検査に替え

四 第四条の二第
一項第四号の移
動式製造設備用
工室の有無並び
に第四条の二に
おいて準用する
第四条第一項第
七号の三、第八
号、第十号から
第十二号まで、
第十四号から第
十六号まで及び

四 移動式製造設備用
工室の有無を目視に
より検査し、並びに
別表第一第一項第十
号、第十一号、第十
四号から第十六号の
四まで、第十八号か
ら第二十号まで、第
二十二号から第二十
五号まで及び第二十
七号の方法により検
査する。

四 第四条の二第
一項第四号の移
動式製造設備用
工室

四 移動式製造設備用
工室の有無を、目視
により検査する。
ることができる。

第十八号から第

二十二号までに

掲げる検査項目

五〇七 「略」

八 第四条の二第

一項第八号の移

動区域内のボイ

ラー室及び煙突

五〇七 「略」

八 移動区域内にボイ

ラー室及び煙突が設

置されていないこと

を、目視及び図面に

より検査する。ただ

し、移動区域内に、

固体燃料を使用しな

いボイラーのボイラ

ー室及び煙突が設置

五〇七 「略」

八 第四条の二第

一項第八号の危

険区域内のボイ

ラー室及び煙突

五〇七 「略」

八 危険区域内に設け

たボイラーの燃料の

種類を、記録により

検査する。

<p>十 削 除</p>	<p>九 削 除</p>
----------------------	----------------------

<p>十 削 除</p>	<p>九 削 除</p> <p>されている場合には ボイラーの燃料の 種類を、記録により 検査する。</p>
----------------------	--

<p>十 第 四 条 の 二 第 一 項 第 十 号 の 移</p>	<p>九 第 四 条 の 二 第 一 項 第 九 号 の 避 雷 装 置</p>
--	--

<p>十 移 動 式 製 造 設 備 用 工 室 の 設 置 の 状 況 及</p>	<p>九 移 動 式 製 造 設 備 用 工 室 に 設 置 さ れ て い る 避 雷 装 置 の 構 造 等 を、別表第二第十四 項に掲げる完成検査 の方法により検査す る。</p>
--	---

十二 削除	<p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備</p>
-------	--

十二 削除	<p>十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、目視 により検査する。ま た、当該消火設備の 性能を、作動試験又 はその記録により検 査する。</p>
-------	--

十二 第四条の二	<p>十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の耐火性構造 及び消火設備</p>
----------	--

十二 移動式製造設備	<p>十一 移動式製造設備 の耐火性構造及び消 火設備の設置の状況 を、目視及び図面 により検査する。また 、当該消火設備の性 能を、作動試験又は その記録により検査 する。</p>
------------	---

十四	削除	十三	削除
----	----	----	----

十四	削除	十三	削除
----	----	----	----

十四	第四条の二 第一項第十四号 の移動式製造設	十三	第四条の二 第一項第十三号 の移動式製造設 備用工室の窓、 出口及び扉 の工室の付近の 消火の設備
----	-----------------------------	----	---

十四	移動式製造設備 用工室の内面につい て、土砂類のはく落	十三	移動式製造設備 用工室に設けた窓及 び出口の設置の状況 、構造並びに窓ガラ スの不透明性を、目 視及び図面により検 査する。
----	-----------------------------------	----	--

十五
〔略〕

十六
削除

十五
〔略〕

十六
削除

備用工室の内面

十五
〔略〕

十六 第四条の二

第一項第十六号

の移動式製造設

備用工室の床面

及び飛散を防ぎ、かつ、床面に鉄類を表さない構造となつて
いることを、目視により
検査する。

十五
〔略〕

十六 移動式製造設備

の床面の特定硝酸ア

ンモニウム系爆薬が

浸透し、又は、侵入

しないような措置の

状況を、目視により

検査する。

十七	削除	十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設 備の移動方法及 び製造方法
----	----	--

十七	削除	十八 製造し及び運搬 する火薬類並びに周 囲の火薬類の爆発又 は発火を起こすおそ れがない車両が使用 されていることを、
----	----	---

十七	第四条の二	十八 第四条の二 第一項第十八号 の移動式製造設 備の移動方法
----	-------	--

十七	移動式製造設備	十八 デーゼル車の 構造等を目視、図面 及び測定器具を用い た測定により検査し 、及び移動式製造設 備の移動に用いるデ ータを、
----	---------	--

目視、図面、記録及び測定器具を用いた測定により検査し、製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面及び記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のた

イーゼル車の動力について、製造と同時に移動に使用できず、かつ、製造に使用しない場合に爆発又は発火しない構造となつていることを、目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。

十九 第四条の二
第一項第十九号
イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定

めの動力は、特定硝
酸アンモニウム系爆
薬を爆発し又は発火
させるおそれがない
ものであることを、
目視、図面及び記録
により検査する。

十九 移動式製造設備
の機械、器具又は容
器について、摩擦に
より特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が爆発
し又は発火しない構

十九 第四条の二
第一項第十九号
の移動式製造設
備用工室又は移
動式製造設備の
機械、器具又は

十九 移動式製造設備
用工室又は移動式製
造設備に据付け又は
備え付けた機械、器
具又は容器について
、鉄と鉄との摩擦が

<p>十九の二 第四条 の二 第一項第十 九号口の移動式 製造設備の機械</p>	<p>硝酸アンモニウ ム系爆薬が爆発 し又は発火しな い構造</p>
<p>十九の二 移動式製造 設備に据付け又は備 え付けた機械、器具 又は容器について、</p>	<p>造となつていること を、目視及び図面に より検査する。</p>

容器

〔新設〕

<p>〔新設〕</p>	<p>なく、摩擦部には滑 剤を塗布し、かつ、 動揺、脱落、腐しよ く又は特定硝酸アン モニウム系爆薬の付 着、浸透若しくは浸 入を防ぐ構造となつ ていることを、目視 により検査する。</p>
-------------	---

器具又は容器
の、振動又は衝
撃により特定硝
酸アンモニウム
系爆薬が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 第四条
の二第一項第十
九号ハの移動式
製造設備の機械
器具又は容器
の、腐食により

振動又は衝撃により
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬が爆発し又
は発火しない構造と
なっていることを、
目視及び図面により
検査する。

十九の三 移動式製造
設備の機械、器具又
は容器について、摩
擦により特定硝酸ア
ンモニウム系爆薬が
変質し又は爆発し若

〔新設〕

〔新設〕

特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造

十九の四 第四条の二第一項第十九号ニの移動式製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透

しくは発火しない構造となつてゐることを、目視及び図面により検査する。

十九の四 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は侵入により爆発し又は発火しない構造となつてゐること

〔新設〕

〔新設〕

又は侵入により爆発し又は発火しない構造

十九の五 第四条の二 第一項 第九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器が振動、衝撃等により変形しない構造

二十 削除

を、目視及び図面により検査する。

十九の五 移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となっていることを、目視及び図面により検査する。

二十 削除

〔新設〕

二十 第四条の二 第一項 第二十号

〔新設〕

二十 移動式製造設備 用工室又は移動式製

る設備	二一 第四条の 二第一項第二十 一号の移動式製 造設備を照明す
-----	--

り検査する。	二一 移動式製造設 備を照明する設備に ついて、設置状況を 、目視及び図面によ り検査する。
--------	--

は移動式製造設	二一 第四条の 二第一項第二十 一号の移動式製 造設備用工室又	の移動式製造設 備用工室又は移 動式製造設備の 暖房装置
---------	--	---------------------------------------

可燃性ガス、粉じん	二一 移動式製造設 備用工室又は移動式 製造設備に設けられ た照明設備の漏電、	造設備の暖房装置の 熱源の種類、設置の 状況及びその熱面に 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬又は塵あい の付着を避ける措置 の状況を、目視によ り検査する。
-----------	--	---

<p>二第二 第四条の 二第一項第二十 二号の移動式製 造設備の機械設 備の金属部にお ける接地</p>
--

<p>二第二 移動式製造設 備の機械設備の金属 部について、接地の 状況を、接地抵抗測 定用器具を用いた測 定又はその記録によ り検査する。</p>
--

<p>備の照明設備</p> <p>二第二 第四条の 二第一項第二十 二号の移動式製 造設備用工室又 は移動式製造設 備の機械設備の 金属部の接地</p>
--

<p>等に対する安全な防 護装置、電灯及び電 気配線の設置の状況 を、目視により検査 する。</p> <p>二第二 移動式製造設 備用工室又は移動式 製造設備の機械設備 の金属部の接地の状 況を、接地抵抗測定 用器具を用いた測定 又はその記録により 検査する。</p>
--

二十三 第四条の
二第一項第二十
三号の移動式製
造設備又は廃薬
焼却場における
特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬の
停滞量等の揭示

二十三 移動式製造設
備又は廃薬焼却場の
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬の停滞量、
同時に存置すること
ができる特定硝酸ア
ンモニウム系爆薬の
原料の種類及び最大
数量、定員、注意事
項その他必要な事項
の揭示の状況並びに
記載事項を、目視に
より検査する。

二十三 第四条の
二第一項第二十
三号の移動式製
造設備用工室、
移動式製造設備
又は廃薬焼却場
の揭示板

二十三 移動式製造設
備用工室、移動式製
造設備又は廃薬焼却
場の揭示板の設置の
状況及び記載内容を
、目視により検査す
る。

二十四 削除

二十五 削除

二十四 削除

二十五 削除

二十四 第四条の

二第一項第二十

四号の移動式製

造設備用工室に

面した普通木造

建築物の耐火的

措置

二十五 第四条の

二第一項第二十

五号の移動式製

造設備用工室の

天井及び内壁

二十四 移動式製造設

備用工室に面して設

置された普通木造建

築物の耐火的措置の

状況を、目視により

検査する。

二十五 移動式製造設

備用工室の天井及び

内壁について、隙間

がなく、かつ、水洗

に耐え表面を滑らか

にする措置の状況を

二十六	第四条の	二第一項第二十	六号の移動式製	造設備の粉じん	の飛散を防ぐた	めの措置
二十九	第四条の					

二十六	移動式製造設	備の特定硝酸アンモ	ニウム系爆薬及びそ	の原料の粉じんの飛	散を防ぐための措置	の状況を、目視によ	り検査する。
二十九	移動式製造設						

二十六	第四条の	二第一項第二十	六号の移動式製	造設備用工室又	は移動式製造設	備の粉じんの飛	散を防ぐ措置
二十九	第四条の						

二十六	移動式製造設	備用工室又は移動式	製造設備の特定硝酸	アンモニウム系爆薬	及びその原料の粉じ	んの飛散を防ぐ措置	の状況を、目視によ	り検査する。
二十九	移動式製造設							

二第一項第二十	九号の移動式製	造設備の特定硝	酸アンモニウム	系爆薬と直接触	れる回転部の摩	擦により当該特	定硝酸アンモニ	ウム系爆薬が爆	発し又は発火し	ない措置	三十 第四条の二	第一項第三十号
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	------	----------	---------

備の特定硝酸アンモ	ニウム系爆薬と直接	触れる回転部の摩擦	により当該特定硝酸	アンモニウム系爆薬	が爆発し又は発火し	ない措置を、目視及	び記録により検査す	る。	三十 移動式製造設備	に備え付ける収納又
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----	------------	-----------

二第一項第二十	九号の移動式製	造設備で、特定	硝酸アンモニウ	ム系爆薬と直接	触れる回転部と	内壁の間隙	三十 第四条の二	第一項第三十号
---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	----------	---------

備で、特定硝酸アン	モニウム系爆薬と直	接触れる回転部と内	壁の間隙について、	目視及び記録により	検査する。	三十 移動式製造設備	に備え付ける収納又
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	------------	-----------

の移動式製造設
備に備え付ける
収納又は装填す
るためのホース
の摩擦、衝撃及
び静電気に対す
る安全な措置

三十一 第四条の
二第一項第三十
一号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬又はその原
料を過度に加圧

は装填するためのホ
ースの摩擦、衝撃及
び静電気に対する安
全な措置の状況を、
目視及び記録により
検査する。

三十一 特定硝酸アン
モニウム系爆薬又は
その原料を加圧する
設備について、当該
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又はその原

の移動式製造設
備に備え付ける
収納又は装てん
するためのホー
スの摩擦、衝撃
及び静電気に対
する安全な措置

三十一 第四条の
二第一項第三十
一号の移動式製
造設備のうち、
特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬又

は装てんするための
ホースの摩擦、衝撃
及び静電気に対する
安全な措置の状況を
、目視及び記録によ
り検査する。

三十一 移動式製造設
備のうち、特定硝酸
アンモニウム系爆薬
又はその原料を加圧
する設備の安全装置
の設置の状況を、目

することを防ぐ
ための措置

料への過度に加圧す
ることを防ぐための
措置の状況を、目視
、図面及び機器等の
作動試験又はその記
録により検査する。
ただし、当該特定硝
酸アンモニウム系爆
薬又はその原料が、
加圧により爆発し又
は発火するおそれが
ない場合には、当該
おそれがないことを

はその原料を加
圧する設備で、
発火又は爆発す
るおそれのある
設備の安全装置

視により検査し、及
び当該安全装置の機
能を作動試験又はそ
の記録により検査す
る。

三十二 第四条の 二第一項第三十 二号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬及びその原 料の運搬容器	
--	--

三十二 特定硝酸アン モニウム系爆薬及び その原料を運搬する 容器について、収容 物と化学反応を起こ さない材料を使用し 、かつ、確実に蓋の できる構造となつて いることを、目視及 び記録により検査す る。	、目視、図面及び記 録により検査する。
---	------------------------

三十二 第四条の 二第一項第三十 二号の特定硝酸 アンモニウム系 爆薬及びその原 料の運搬容器	
--	--

三十二 特定硝酸アン モニウム系爆薬及び その原料を運搬する 容器について、収容 物と化学反応を起こ さない材料を使用し 、かつ、確実にふた のできる構造となつ ていることを、目視 及び記録により検査 する。	
--	--

<p>三十三の二 第四 条の二第一項第 三十三号口の土 堤、防爆壁又は 防火壁その他の 延焼を遮断する</p>	<p>三十三 第四条の 二第一項第三十 三号イの廃棄焼 却場</p>
<p>三十三の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁を、別表 第二第十六項又は第 十八項に掲げる完成</p>	<p>三十三 廃棄焼却場に ついて、移動区域内 に設置されているこ とを、目視により検 査する。</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>三十三 第四条の 二第一項第三十 三号の廃棄焼却 場</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>三十三 移動区域内の 廃棄焼却場について 、移動区域内に設置 し、かつ、その周囲 の樹木、雑草等を伐 採した状況を、目視 により検査する。</p>

ための措置

検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するたための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれ

別表第三 (第四十四条の五第一項関係)	<p>三十三の三 第四 条の二第一項第 三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置</p>
	<p>三十三の三 周囲の火 災を防止するための 措置の状況を、目視 、図面及び機器等の 作動試験又はその記 録により検査する。</p>

別表第三 (第四十四条の五第一項関係)	<p>〔新設〕</p>
	<p>〔新設〕</p>

検査項目	<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に</p>
保安検査の方法	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の揭示の</p>

検査項目	<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項第一号の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p>
保安検査の方法	<p>一 製造所の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札等の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況	二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設の設置制限	三 第四条第一項 第三号の火災による延焼を防止するための措置
------------------------	------------------------------	-----------------------------------

維持管理状況を、目視により検査する。	二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持
--------------------	------------------------------	--

域の施設設置制限	二 第四条第一項 第二号の危険区域の施設設置制限	三 第四条第一項 第三号の防火のための空地
----------	-----------------------------	--------------------------

視により検査する。	二 危険区域に設置した施設の種類を、目視により検査する。	三 森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。
-----------	------------------------------	---

四・五 「略」

六 第四条第一項
第五号の危険区
域内のボイラー
室及び煙突

管理状況を、目視及び図面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四・五 「略」

六 危険区域内にボイラー室及び煙突が設置されていないことを、目視及び図面により検査する。ただし

四・五 「略」

六 第四条第一項
第五号の危険区
域内のボイラー
室及び煙突

四・五 「略」

六 危険区域内に設けたボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

六の二 第四条第
一項第五号の二
の危険区域内の
原料薬品貯蔵所

し、危険区域内に、
固体燃料を使用しな
いボイラーのボイラ
ー室及び煙突が設置
されている場合には
ボイラーの燃料の
種類を、記録により
検査する。

六の二 危険区域内に
設けた原料薬品貯蔵
所に貯蔵する火薬類
の原料となる薬品の
種類を、記録により

〔新設〕

〔新設〕

検査する。

七 「略」

八 第四条第一項

第七号の煙火等

の製造所以外の

製造所の爆発の

危険のある工室

又は火薬類一時

置場の土堤及び

防爆壁

七 「略」

八 煙火等の製造所以

外の製造所の爆発の

危険のある工室又は

火薬類一時置場に設

けた土堤の維持管理

状況を、別表第四第

十六項に掲げる保安

検査の方法により検

査する。ただし、放

爆式構造又は準放爆

式構造の危険工室等

七 「略」

八 第四条第一項

第七号の煙火等

の製造所以外の

製造所の爆発の

危険のある工室

又は火薬類一時

置場の土堤及び

防爆壁

七 「略」

八 煙火等の製造所以

外の製造所の爆発の

危険のある工室又は

火薬類一時置場に設

けた土堤の維持管理

状況を、別表第四第

十五項各号に掲げる

保安検査の方法によ

り検査する。ただし

、放爆式構造又は準

放爆式構造の危険工

を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十八項に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推

室等を互いに接続している場合であつて、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十七項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケ

進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略した物については、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十二項に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略し

ツトの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略した物については、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十一項各号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設

たものについては、
当該火薬類一時置場
の維持管理状況を、
別表第四第十四項に
掲げる保安検査の方
法により検査する。

九 土堤、簡易土堤又
は防爆壁の維持管理
状況を、別表第四第
十六項から第十八項
までに掲げる保安検
査の方法により検査

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬
類一時置場に設

土堤を省略したもの
については、当該火
薬類一時置場の維持
管理状況を、別表第
四第十三項各号に掲
げる保安検査の方法
により検査する。

九 土堤等の維持管理
状況を、別表第四第
十五項から第十七項
に掲げる保安検査の
方法により検査す
る。ただし、がん具

ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置
その他延焼を遮断する措置

する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるが
ん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場
合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁
を省略したものにつ
いては、当該火薬類
一時置場の維持管理
状況を、別表第四第
十四項に掲げる保安
検査の方法により検

ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置
その他延焼を遮断する措置

煙火貯蔵庫に貯蔵す
ることができると
具煙火を貯蔵する火
薬類一時置場の場
合であつて、土堤等
を省略したものにつ
いては、当該火薬類
一時置場の維持管理
状況を、別表第四第十
三項各号に掲げる保
安検査の方法により
検査し、土堤等を省
略した場合であつて

十 第四条第一項
第七号の三の避
雷装置

查し、土堤、簡易土
堤又は防爆壁を省略
した場合であつて、
防火壁の設置その他
延焼を遮断する措置
を講じているものに
ついては、当該措置
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

十 危険工室及び火薬
又は爆薬の停滞量（
火工品にあつてはそ

十 第四条第一項
第七号の三の避
雷装置

、防火壁の設置その
他延焼を遮断する措
置を講じているもの
については、当該防
火壁の維持管理状況
を、目視により検査
する。

十 危険工室及び火薬
又は爆薬の停滞量（
火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを超える火薬類一時置場に設けた避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十五項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することがで

の原料をなす火薬又は爆薬の停滞量)が百キログラムを超える火薬類一時置場に設けた避雷装置の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することがで

十一
〔略〕

きるがん具煙火並び
に導火線を保管する
火薬類一時置場の場
合であつて、避雷装
置を設置していない
ものについては、当
該火薬類一時置場の
維持管理状況を、別
表第四第十四項に掲
げる保安検査の方法
により検査を行う。

十一
〔略〕

きるがん具煙火並び
に導火線を保管する
火薬類一時置場の場
合であつて、避雷装
置を設置していない
ものについては、当
該火薬類一時置場の
維持管理状況を、別
表第四第十三項各号
に掲げる保安検査の
方法により検査を行
う。

十二 第四条第一
項第九号の発火
の危険のある工
室と他の施設と
の間への防火壁
の設置その他の
延焼を遮断する
ための措置

十三 「略」

十三の二 第四条
第一項第九号の
三の無煙火薬の
分解及び発火を

十二 発火の危険のあ
る工室と他の施設と
の間への防火壁の設
置その他の延焼を遮
断するための措置の
維持管理状況を、目
視により検査する。

十三 「略」

十三の二 無煙火薬を
存置する火薬類一時
置場における火薬の
分解及び発火を防止

十二 第四条第一
項第九号の発火
の危険のある工
室と他の施設と
の間への防火壁
の設置その他延
焼を遮断する措
置

十三 「略」

十三の二 第四条
第一項第九号の
三のスプリンク
ラー設備

十二 発火の危険のあ
る工室と他の施設と
の間への防火壁の設
置その他の延焼を遮
断する措置の維持管
理状況を、目視によ
り検査する。

十三 「略」

十三の二 無煙火薬を
存置する火薬類一時
置場に設けたスプリ
ンクラー設備の維持

防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置	十四 第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火のための設備
--	-------------------------------

するための措置並びに当該発火による爆発を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。	十四 危険工室の付近の消火のための設備の維持管理状況を、目視により検査す
--	--------------------------------------

	十四 第四条第一項第十号の危険工室の付近の消火のための設備
--	-------------------------------

管理状況を、目視により検査し、かつ、当該スプリンクラー設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。	十四 危険工室の付近の消火の設備の維持管理状況を、目視により検査する。
--	-------------------------------------

<p>る金具</p>	<p>十五の二 第四条 第一項第十一号</p>	<p>危険工室の窓及び出口の扉</p>	<p>十五 第四条第一 項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉</p>
<p>より火薬類が爆発し</p>	<p>十五の二 危険工室の 窓及び扉に用いる金 具の維持管理状況を 目視により検査す る。ただし、摩擦に</p>	<p>視により検査する。 つていることを、目 避難できる構造とな 非常の際に容易に</p>	<p>る。 十五 危険工室の窓及 び出口の扉について</p>
<p>の設備</p>	<p>十五の二 第四条 第一項第十一号 の二の暗幕その 他の遮光のため</p>	<p>口及び扉</p>	<p>十五 第四条第一 項第十一号の危 険工室の窓、出</p>
<p>状況を、目視により</p>	<p>十五の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場に設けた窓の暗 幕その他の遮光のた めの設備の維持管理</p>	<p>より検査する。</p>	<p>十五 危険工室に設け た窓及び出口の維持 管理状況を、目視に</p>

第十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

又は発火するおそれ
がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面及び
記録により検査す
る。

第十五の三 危険工室の
窓について、火薬類
が爆発し又は発火す
ることを防止するた
めの措置の維持管理
状況を、目視により
検査する。ただし、

〔新設〕

〔新設〕

検査する。

十六 第四条第一
項第十二号イの
内面の内面の剥
離及び内面の一
部が火薬類に混
入することを防

直射日光により火薬
類が爆発し又は発火
するおそれがない場
合には、当該おそれ
がないことを、目視
、図面及び記録によ
り検査する。

十六 危険工室の内面
の内面の剥離及び内
面の一部が火薬類に
混入することを防止
するための措置の維
持管理状況を、目視

十六 第四条第一
項第十二号の危
険工室の内面

十六 危険工室の内面
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

置 止するための措

十六の二 第四條
第一項第十二号

又は図面により検査
する。ただし、内面
の一部が火薬類に混
入することにより、
当該火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視及び図面により
検査する。

十六の二 危険工室の
内面について、飛散

〔新設〕

〔新設〕

口の飛散した火
薬類の浸透又は
侵入を防止する
ための措置及び
飛散した火薬類
を容易に除去で
きる措置

した火薬類の浸透又
は侵入を防止するた
めの措置の維持管理
状況を、目視及び図
面により検査し、及
び飛散した火薬類を
容易に除去するため
の措置の維持管理状
況を、目視及び図面
により検査する。た
だし、火薬類が飛散
するおそれがない場
合には、当該おそれ

十六の三 第四条

第一項第十二号

ハの床面の、火

薬類が落下する

ことにより爆発

し又は発火する

ことを防止する

ための措置

がないことを、目視
及び図面により検査
する。

十六の三 危険工室の

床面について、火薬

類が落下することに

より爆発し又は発火

することを防止する

ための措置の維持管

理状況を、目視及び

図面により検査す

る。ただし、火薬類

が床面にこぼれ又は

〔新設〕

〔新設〕

十六の四
第四条

落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面及び記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面及び記録により検査する。

十六の四
第四条第一

〔新設〕

〔新設〕

第一項第十二号	十八 第四条第一
二の危険工室の	項第十四号の危
床面	険工室内の原動
	機及び温湿度調

項第十二号二の危険	十八 危険工室内に原
工室の床面の維持管	動機及び温湿度調整
理状況を、目視及び	装置が据付けられて
図面により検査す	いないことを、目視
る。	
十七 削除	

十七 第四条第一	十八 第四条第一
項第十三号の危	項第十四号の危
険工室の床面	険工室内の原動
	機及び温湿度調

十七 危険工室の床面	十八 危険工室内に据
の維持管理状況を、	付けた原動機及び温
目視により検査す	湿度調整装置の維持
る。	管理状況を、目視に

整装置据付け制

限

「削る」

により検査する。た

だし、火薬類の爆発

又は発火を起こすお

それがない場合には

、当該おそれがない

ことを、目視、図面

及び記録により検査

する。

「削る」

整装置据付け制

限

十八の二 第四条

第一項第十四号

の二の温湿度記

録計及び温湿度

調整装置

より検査する。

十八の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場に設けた温湿度

記録計及び温湿度調

整装置の維持管理状

十九 第四条第一
項第十五号イの
危険工室内の機
械、器具又は容
器の、摩擦によ
り火薬類が爆発
し又は発火しな

十九 危険工室内の機
械、器具又は容器に
ついて、摩擦により
火薬類が爆発し又は
発火しない構造とな
っていることを、目
視及び図面により検

十九 第四条第一
項第十五号の危
険工室内の機械
、器具又は容器

況を、目視により検
査し、かつ、当該火
薬類一時置場内の温
度及び相対湿度の推
移を、記録により検
査する。
十九 危険工室内に据
付け又は備え付けた
機械、器具又は容器
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

い構造

十九の二 第四条

第一項第十五号

口の危険工室内

の機械、器具又

は容器の、振動

査する。ただし、摩

擦により火薬類が爆

発し又は発火するお

それがない場合には

、当該おそれがない

ことを、目視、図面

及び記録により検査

する。

十九の二 危険工室内

の機械、器具又は容

器について、振動又

は衝撃により火薬類

が爆発し又は発火し

〔新設〕

〔新設〕

又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

十九の三 第四条
第一項第十五号

ない構造となつてい
ることを、目視及び
図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面及び記録により
検査する。

十九の三 危険工室内
の機械、器具又は容

〔新設〕

〔新設〕

ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視及び図面により検
査する。ただし、腐
食により火薬類が変
質し又は爆発し若し
くは発火するおそれ
がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面及び

十九の四 第四条

第一項第十五号

二の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は侵入により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

記録により検査す
る。

十九の四 危険工室内

の機械、器具又は容
器について、火薬類
の付着、浸透又は侵
入により火薬類が爆
発し又は発火しない
構造となつているこ
とを、目視及び図面
により検査する。た
だし、火薬類の付着
、浸透又は侵入によ

〔新設〕

〔新設〕

装置	二十 第四条第一 項第十六号の危 険工室内の暖房
----	--------------------------------

り火薬類が爆発し又 は発火するおそれが ない場合には、当該 おそれがないことを 目視、図面及び記 録により検査する。	二十 危険工室内の暖 房装置について、火 薬類の爆発又は発火 を防止するための措 置の維持管理状況を 目視及び図面によ り検査するとともに
---	---

装置	二十 第四条第一 項第十六号の危 険工室内の暖房
----	--------------------------------

査する。	二十 危険工室内の暖 房装置の維持管理状 況を、目視により検
------	--------------------------------------

二十一 第四条第
一項第十七号の
パラフィンの過
熱による火薬類
の爆発又は発火
を防止するため
の措置

、燃焼しやすい物と
の隔離の維持管理状
況を、目視により検
査する。

二十一 危険工室内の
パラフィン槽につい
て、パラフィンの過
熱による火薬類の爆
発又は発火を防止す
るための措置の維持
管理状況を、目視、
図面及び機器等の作
動試験又はその記録

二十一 第四条第
一項第十七号の
危険工室内の高
熱源を使用する
パラフィン槽に
付けられた安全
装置

二十一 危険工室内の
高熱源を使用するパ
ラフィン槽に付けら
れた安全装置の維持
管理状況を目視によ
り検査し、及び当該
安全装置の機能を、
作動試験又はその記
録により検査する。

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場を
照明する設備

により検査する。

二十二 危険工室又は
火薬類一時置場を照
明する設備について
、漏電、可燃性ガス
、粉じん等により火
薬類が爆発し又は発
火することを防止す
るための措置の維持
管理状況を、目視に
より検査する。ただ
し、漏電、可燃性ガ
ス、粉じん等により

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場の
照明設備

二十二 危険工室又は
火薬類一時置場に設
けられた照明設備の
維持管理状況を、目
視により検査する。

おける接地
装置の金属部に
械設備又は乾燥
危険工室内の機
一項第十九号の
二十三 第四条第

火薬類が爆発し又は
発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面及び記録
により検査する。

二十三 危険工室内の
機械設備又は乾燥装
置の金属部について
接地の状況を、接
地抵抗測定用器具を
用いた測定又はその
記録により検査す

接地
装置の金属部の
械設備又は乾燥
危険工室内の機
一項第十九号の
二十三 第四条第

二十三 危険工室内の
機械設備又は乾燥装
置の接地の状況を、
接地抵抗測定用器具
を用いた測定又はそ
の記録により検査す
る。

<p>二十五 〔略〕</p>	<p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等にお ける必要な事項 の揭示</p>
<p>二十五 〔略〕</p>	<p>る。 二十四 危険工室等に おける火薬類の種 類及び停滞量、同 時に存置すること ができる火薬類の 原料及び最大数 量、定員、注意事 項その他必要な 事項の揭示の状 況並びに記載内 容の維持管理状 況を、目視によ り検査する。</p>
<p>二十五 〔略〕</p>	<p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等の掲 示板</p>
<p>二十五 〔略〕</p>	<p>二十四 危険工室等 の揭示板の維持 管理状況を、目 視により検査す る。</p>

二十六 削除	<p>二十七 第四条第 一項第二十二号 の火薬類及びそ の原料の粉じん が飛散するおそ れがある設備の 粉じんの飛散を</p>
二十六 削除	<p>二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれがある 設備について、粉じ んの飛散を防ぐため の措置の維持管理状 況を、目視により検</p>
二十六 第四条第 一項第二十二号	<p>二十七 第四条第 一項第二十二号 の二の火薬類及 びその原料の粉 じんが飛散する おそれのある設 備の粉じんの飛</p>
二十六 火薬類の飛散	<p>二十七 火薬類及びそ の原料の粉じんの飛 散するおそれのある 設備の粉じんの飛散 を防ぐ措置の維持管 理状況を、目視によ り検査する。</p>

防ぐための措置

二十八 第四条第

一項第二十二号

の二の硝化設備

等の、火薬類の

過熱による爆発

又は発火を防止

するための措置

査する。

二十八 硝化設備、乾

燥設備その他特に温

度の変化が起こる設

備について、火薬類

の過熱による爆発又

は発火を防止するた

めの措置の維持管理

状況を、目視、図面

、測定器具を用いた

測定及び機器等の作

動試験又はその記録

により検査する。

散を防ぐ措置

二十八 第四条第

一項第二十二号

の三の硝化設備

等の温度測定装

置

二十八 硝化設備、乾

燥設備その他特に温

度の変化が起こる設

備の温度測定装置の

維持管理状況を、目

視により検査し、及

び当該温度測定装置

の精度を、温度測定

装置精度確認用器具

を用いた測定又はそ

の記録により検査す

る。

二十九 第四条第

一項第二十二号

の三の火薬類又

はその原料を過

度に加圧するこ

とを防ぐための

措置

二十九 火薬類又はそ

の原料を加圧する設

備について、火薬類

を過度に加圧するこ

とを防ぐための措置

の維持管理状況を、

目視及び機器等の作

動試験又はその記録

により検査する。た

だし、当該火薬類又

はその原料が、加圧

により爆発し又は発

火するおそれがない

二十九 第四条第

一項第二十二号

の四の加圧装置

の安全装置

二十九 火薬類を加圧

する設備の安全装置

の維持管理状況を、

目視により検査し、

及び当該安全装置の

機能を作動試験又は

その記録により検査

する。

三十 第四条第一
項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

場合には、当該おそ
れがないことを、目
視、図面及び記録に
より検査する。

三十 危険工室におけ
る静電気により火薬
類が爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の維持管
理状況を、目視、図
面及び測定器具を用
いた測定又はその記
録により検査する。

三十 第四条第一
項第二十二号の
五の静電気を発
生し、爆発又は
発火するおそれ
のある設備の静
電気を除去する
措置

三十 火薬類の製造中
に静電気を発生し、
爆発又は発火するお
それのある設備の静
電気を除去する措置
の維持管理状況を、
目視及び記録により
検査する。

「削る」

ただし、静電気によ
り火薬類が爆発し又
は発火するおそれが
ない場合には、当該
おそれがないことを
、目視、図面及び記
録により検査する。

「削る」

三十の二 第四条
第一項第二十二
号の五の二の雷
薬又は滝剤の配
合及びてん薬を
行う危険工室の

三十の二 雷薬又は滝
剤の配合及びてん薬
を行う危険工室の床
及び作業台の導電性
マットの敷設並びに
接地の維持管理状況

三十一
削除

三十一
削除

床及び作業台の
導電性マットの
敷設並びに接地
三十一 第四条第
一項第二十二号
の六の静電気に
より爆発又は発
火するおそれの
ある火薬類を取
り扱う危険工室
等における身体
に帯電した静電
気除去設備

を、目視及び記録に
より検査する。
三十一 静電気により
爆発又は発火のおそ
れのある火薬類を取
り扱う危険工室等に
おける身体に帯電し
た静電気を除去する
設備の維持管理状況
を、目視により検査
し、及び接地の状況
を、接地抵抗測定用

三十二 第四条第

一項第二十三号
の可燃性ガス又
は有毒ガスの排
気装置

三十二 可燃性ガス又

は有毒ガスの発散す
るおそれのある工室
のガス排気装置につ
いて、維持管理状況
を、目視により検査
し、及び当該装置の
性能を、作動試験又
はその記録により検
査する。ただし、可

三十二 第四条第

一項第二十三号
の可燃性ガス等
の発散するおそ
れのある工室の
ガス排気装置

器具を用いた測定又
はその記録により検
査する。

三十二 可燃性ガス又

は有毒ガスの発散す
るおそれのある工室
のガス排気装置の維
持管理状況を、目視
により検査し、及び
当該装置の性能を、
作動試験又はその記
録により検査する。

<p>温装置に施され</p>	<p>三十三 「略」</p>	<p>三十四 第四条第 一項第二十四号 の火薬類を乾燥 する工室内の加</p>
----------------	--------------------	---

<p>温装置に施され</p>	<p>三十三 「略」</p>	<p>燃性ガス又は有毒ガ スが発生するおそれ がない場合には、当 該おそれがないこと を、目視、図面及び 記録により検査す る。</p>
----------------	--------------------	--

<p>温装置</p>	<p>三十三 「略」</p>	<p>三十四 第四条第 一項第二十四号 の火薬類を乾燥 する工室内の加</p>
------------	--------------------	---

<p>より検査し、及び当</p>	<p>三十三 「略」</p>	<p>三十四 火薬類を乾燥 する工室内に設置さ れた加温装置の維持 管理状況を、目視に</p>
------------------	--------------------	---

た、乾燥中に爆
発又は発火しな
いための措置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

ないための措置の維
持管理状況を、目視
により検査し、及び
当該加温装置の性能
を、作動試験又はそ
の記録により検査す
る。

三十五 日乾場の乾燥
台について、火薬類
の落下による爆発又
は発火を防止するた
めの措置及び砂じん
の混入を防止するた

該加温装置の性能を
、作動試験又はその
記録により検査す
る。

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の
乾燥台

三十五 日乾場の乾燥
台の維持管理状況を
、目視により検査す
る。

三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ 他の施設との	
--	--

三十六 爆発の危険の ある日乾場とその他 施設との間に設置し た簡易土堤又は防爆 壁の維持管理状況を 、別表第四第十七項 又は別表第四第十八 項に掲げる保安検査	めの措置の維持管理 状況を、目視及び巻 尺その他の測定器具 を用いた測定により 検査する。
---	---

三十六 第四条第 一項第二十四号 の三の爆発の危 険のある日乾場 の簡易土堤等及 び発火の危険の ある日乾場とそ 他の施設との	
--	--

三十六 爆発の危険の ある日乾場とその他 施設との間に設置し た簡易土堤又は防爆 壁の維持管理状況を 、別表第四第十六項 各号又は別表第四第 十七項に掲げる保安	
---	--

間への防火壁の
設置その他延焼
を遮断するため
の措置

の方法により検査し、
、発火の危険のある
日乾場とその他の施
設との間への防火壁
の設置その他延焼を
遮断するための措置
の維持管理状況を、
目視、図面及び測定
器具を用いた測定に
より検査し、及び当
該日乾場とその他の
施設との距離を、巻
尺その他の測定器具

間への防火壁の
設置その他延焼
を遮断する措置

検査の方法により検
査し、発火の危険の
ある日乾場とその他
の施設との間への防
火壁の設置その他延
焼を遮断する措置の
維持管理状況を、目
視、図面及び測定器
具を用いた測定によ
り検査し、及び当該
日乾場とその他の施
設との距離を、巻尺
その他の測定器具を

設備	放冷するための の四の日乾場の	一項第二十四号	三十七 第四条第
----	--------------------	---------	----------

作業終了後火薬類を	する。ただし、日乾	を、目視により検査	設備の維持管理状況	類を放冷するための	三十七 日乾場の火薬	えることができる。	図面による検査に代	合に限り、目視及び	容易に判定できる場	目視及び図面により	検査する。ただし、	を用いた測定により
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

設備	放冷するための	の四の日乾場の	一項第二十四号	三十七 第四条第
----	---------	---------	---------	----------

する。	を、目視により検査	設備の維持管理状況	類を放冷するための	三十七 日乾場の火薬	ることができる。	面による検査に替	に限り、目視及び図	易に判定できる場合	視及び図面により容	査する。ただし、目	用いた測定により検
-----	-----------	-----------	-----------	------------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

三十七の二 第四
条第一項第二十
四号の五の星打
ち場又は星掛け
場の日光の直射
を防ぐための措
置

放冷する必要がない
場合には、火薬類を
放冷する必要がない
ことを、目視、図面
及び記録により検査
すること。
三十七の二 星打ち場
又は星掛け場におけ
る日光の直射を防ぐ
ための措置の維持管
理状況を、目視によ
り検査する。

〔新設〕

〔新設〕

<p>三十八 第四条第 一項第二十五号 イの爆発試験場 等</p>	<p>三十八の二 第四 条第一項第二十 五号口の土堤、 防爆壁又は防火 壁その他の延焼 を遮断するため</p>	<p>三十八 爆発試験場、 燃烧試験場、発射試 験場又は廃棄試験場 について、危険区域 内に設置されている ことを、目視により 検査する。</p>	<p>三十八の二 土堤又は 防爆壁を設置したも のについては、土堤 又は防爆壁の維持管 理状況を、別表第四 第十六項又は第十八</p>
<p>三十八 第四条第 一項第二十五号 の爆発試験場等</p>	<p>〔新設〕</p>	<p>三十八 爆発試験場、 燃烧試験場、発射試 験場又は廃棄試験場 の維持管理状況を目 視により検査する。</p>	<p>〔新設〕</p>

の措置

項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない

二 〔略〕	三十九・三十九の	ための措置	火災を防止する	五号ハの周囲の	条第一項第二十	三十八の三 第四
----------	----------	-------	---------	---------	---------	-------------

〔略〕	三十九・三十九の二	査する。	はその記録により検	機器等の作動試験又	を、目視、図面及び	措置の維持管理状況	災を防止するための	三十八の三 周囲の火	より検査する。	視、図面及び記録に	れがないことを、目	場合には、当該おそ
-----	-----------	------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------------	---------	-----------	-----------	-----------

二 〔略〕	三十九・三十九の	〔新設〕
----------	----------	------

〔略〕	三十九・三十九の二	〔新設〕
-----	-----------	------

<p>四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬 通路の路面及び</p>	<p>四十 第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車</p>
<p>四十一 火薬類の運搬通路について、路面及び勾配の維持管理状況を目視及び測定</p>	<p>四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。</p>
<p>四十一 第四条第一項第二十八号の火薬類の運搬通路の路面及び</p>	<p>四十 第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車</p>
<p>四十一 火薬類の運搬通路の路面の維持管理状況を目視により検査し、及び当該路</p>	<p>四十 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

勾配	<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の撤作業を行う製造施設の場合</p>	<p>一 第四条第二項において準用する第四条第一号</p>
----	--	-------------------------------

<p>器具を用いた測定又はその記録により検査する。</p>	<p>一 前項第一号から第三号まで、第六号、第八号、第十号、第</p>
-------------------------------	-------------------------------------

こう配	<p>2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の撤作業を行う製造施設の場合</p>	「新設」
-----	--	------

<p>面のこう配を水準器その他の測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。</p>	「新設」
--	------

から第三号まで
、第五号、第七
号、第七号の三
、第九号、第九
号の二、第十号
から第十二号ま
で、第十四号か
ら第二十二号の
二まで、第二十
二号の四から第
二十四号まで、
第二十六号、第
二十七号及び第

十二号、第十三号、
第十四号から第十六
号の四まで、第十八
号から第二十五号ま
で、第二十七号、第
二十八号、第三十号
、第三十二号から第
三十四号まで、第三
十九号、第四十号、
第四十一号に掲げる
保安検査の方法によ
り検査を行う。

二十八号に掲げ

る検査項目

二〇五〔略〕

〔削る〕

六 削除

二〇五〔略〕

〔削る〕

六 削除

一〇四〔略〕

五 第四条第二項

第五号の不発弾

等解撤工室（鋼

製チャンネルを除

く。）の内面

六 第四条第二項

第六号の不発弾

等解撤工室（鋼

製チャンネルを除

く。）の床面

一〇四〔略〕

五 不発弾等解撤工室

の内面の維持管理状

況を、目視により検

査する。

六 不発弾等解撤工室

の床面の維持管理状

況を、目視により検

査する。

七	「略」
八	第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備
九	第四条第二項 第九号の温度上昇を防止するための措置

七	「略」
八	遠隔操作による解撤設備の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。
九	不発弾解撤工室における温度上昇を防止するための措置の維持管理状況を、目

七	「略」
八	第四条第二項 第八号の遠隔操作による解撤設備
九	第四条第二項 第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発

七	「略」
八	解撤設備が遠隔操作できるものにあつては、その維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。
九	解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取

視、図面及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがない場合には、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないことを、目視、図面及び記録により検査する。

又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置

り扱う設備の温度上昇を防止する措置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

十	「略」
十一	第四条第二項第十一号イの不発弾等廃棄処理場
十一の二	第四条
第二項第十一号	ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十	「略」
十一	不発弾等廃棄処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。
十一の二	土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査

十	「略」
十一	第四条第二項第十一号の不発弾等廃棄処理場
「新設」	

十	「略」
十一	不発弾等廃棄処理場の維持管理状況を、目視により検査する。
「新設」	

し、防火壁その他の延焼を遮断するため
の措置を講じたもの
については、当該措
置の維持管理状況を
目視及び図面によ
り検査する。ただし
、火薬類が爆発し又
は発火することによ
り周辺の施設に危害
を及ぼすおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、

<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p>	<p>第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置</p>
---------------------------------	---------------------------------

	<p>目視、図面及び記録により検査する。</p> <p>十一の三 周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を目視、図面及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。</p>
--	---

<p>3 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合</p>	<p>〔新設〕</p>
---------------------------------	-------------

	<p>〔新設〕</p>
--	-------------

<p>三 第四条の二第 設置制限</p>	<p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に關し必要 な事項の揭示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 揭示の状況</p>
<p>三 移動区域の境界が</p>	<p>一 製造所の標識及び 爆発又は発火に關し 必要な事項の揭示、 移動区域の設定並び に警戒札の揭示の維 持管理状況を、目視 及び図面により検査 する。</p>
<p>三 第四条の二第 置制限</p>	<p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識、揭示板、移 動区域、境界さ く及び警戒札</p>
<p>三 森林内に設けた境</p>	<p>一 製造所の標識、掲 示板、危険区域、境 界さく及び警戒札の 維持管理状況を、目 視により検査する。</p>

<p>一項第三号の火災による延焼を防止するための措置</p>	<p>四 第四条の二第 一項第四号の移動式製造設備用 工室の有無及び</p>
--------------------------------	--

<p>森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。</p>	<p>四 移動式製造設備用 工室の維持管理状況を別表第三第一項第十号、第十一号、第</p>
--	---

<p>一項第三号の防火のための空地</p>	<p>四 第四条の二第 一項第四号の移動式製造設備用 工室</p>
-----------------------	-----------------------------------

<p>界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>四 移動式製造設備用 工室の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
--	---

八 第四条の二第	五〇七 「略」	第四条の二において準用する第四條第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号まで、第二十五号まで及び第二十七号の方法により検査する。
----------	---------	--

八 移動区域内にボーイ	五〇七 「略」	
-------------	---------	--

八 第四条の二第	五〇七 「略」	
----------	---------	--

八 危険区域内に設け	五〇七 「略」	
------------	---------	--

九 削除	<p>一項第八号の移動区域内のボイラー室及び煙突</p>
---------	------------------------------

九 削除	<p>ボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>
---------	---

九 第四条の二第	<p>一項第八号の危険区域内のボイラー室及び煙突</p>
-------------	------------------------------

九 移動式製造設備用	<p>たボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。</p>
---------------	--------------------------------

十一 第四条の二	十 削除
第一項第十一号	

十一 移動式製造設備	十 削除
の消火設備について	

十一 第四条の二	十 第四条の二第 一項第十号の移 動式製造設備用 工室の耐火性構 造	一項第九号の避 雷装置
第一項第十一号		

十一 移動式製造設備	十 移動式製造設備用 工室の耐火性構造の 維持管理状況を、目 視により検査する。	工室に設置されてい る避雷装置の維持管 理状況を、別表第四 第十四項に掲げる保 安検査の方法により 検査する。
の耐火性構造及び消		

<p>十三 削除</p>	<p>の移動式製造設備の消火設備</p>
--------------	----------------------

<p>十三 削除</p>	<p>維持管理状況を、目視により検査する。また、当該消火設備の性能を、作動試験又はその記録により検査する。</p>
--------------	---

<p>十三 第四條の二 第一項第十三号</p>	<p>の移動式製造設備の耐火性構造及び消火設備</p>
-------------------------	-----------------------------

<p>十三 移動式製造設備 用工室に設けた窓及</p>	<p>十二 移動式製造設備 用工室の付近の消火設備の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
-----------------------------	--

十四	削除	十五	〔略〕	十六	削除	十七	削除
----	----	----	-----	----	----	----	----

十四	削除	十五	〔略〕	十六	削除	十七	削除
----	----	----	-----	----	----	----	----

十四	第四条の二 第一項第十四号 の移動式製造設 備用工室の窓、 出口及び扉	十五	〔略〕	十六	第四条の二 第一項第十六号 の移動式製造設 備用工室の床面	十七	第四条の二
----	---	----	-----	----	--	----	-------

十四	移動式製造設備 用工室の内面の維持 管理状況を、目視に より検査する。	十五	〔略〕	十六	移動式製造設備 の床面の維持管理状 況を、目視により検 査する。	十七	移動式製造設備
----	--	----	-----	----	---	----	---------

十八 第四条の二
第一項第十八号
の移動式製造設
備の移動方法及
び製造方法

十八 製造し及び運搬
する火薬類並びに周
囲の火薬類の爆発又
は発火を起こすおそ
れがない車両が使用
されていることを、
目視、図面、記録及
び測定器具を用いた
測定により検査し、

第一項第十七号
の移動式製造設
備用工室内の原
動機据付け制限

十八 第四条の二
第一項第十八号
の移動式製造設
備の移動方法

用工室内に据付けた
原動機の維持管理状
況を、目視により検
査する。

十八 ディーゼル車の
維持管理状況を、目
視により検査し、必
要に応じ図面又は記
録により検査する。

製造のため車両の動力を使用する場合にあつては、移動と製造とが同時にできない構造であることを、目視、図面及び記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火

十九 第四条の二
第一項第十九号
イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定
硝酸アンモニウ
ム系爆薬が爆発
し又は発火しな

させるおそれがない
ものであることを、
目視、図面及び記録
により検査する。

十九 移動式製造設備
の機械、器具又は容
器について、摩擦に
より特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が爆発
し又は発火しない構
造となつていること
を、目視及び図面に
より検査する。

十九 第四条の二
第一項第十九号
の移動式製造設
備用工室又は移
動式製造設備の
機械、器具又は
容器

十九 移動式製造設備
用工室又は移動式製
造設備に据付け又は
備え付けた機械、器
具又は容器の維持管
理状況を、目視によ
り検査する。

い構造

十九の二 第四条

の二第一項第十

九号口の移動式

製造設備の機械

器具又は容器

の、振動又は衝

撃により特定硝

酸アンモニウム

系爆薬が爆発し

又は発火しない

構造

十九の三 第四条

十九の二 移動式製造

設備の機械、器具又

は容器について、振

動又は衝撃により特

定硝酸アンモニウム

系爆薬が爆発し又は

発火しない構造とな

っていることを、目

視及び図面により検

査する。

十九の三 移動式製造

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

の二第一項第十
九号ハの移動式
製造設備の機械
器具又は容器
の、腐食により
特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

設備の機械、器具又
は容器について、摩
擦により特定硝酸ア
ンモニウム系爆薬が
変質し又は爆発し若
しくは発火しない構
造となつてゐること
を、目視及び図面に
より検査する。

〔新設〕

〔新設〕

製造設備の機械、器具又は容器の、特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は侵入により爆発し又は発火しない構造

十九の五 第四条の二第一項第十九号ホの移動式製造設備の機械、器具又は容器について、振動、衝撃等により変形しない構造となつ

〔新設〕

〔新設〕

が、振動、衝撃等により変形しない構造	二十 削除
二十一 第四条の二 二第一項第二十 一号の移動式製造設備を照明す	

ていることを、目視及び図面により検査する。	二十 削除
二十一 移動式製造設備を照明する設備について、維持管理状況を、目視により検査	

暖房装置	二十 第四条の二 第一項第二十号 の移動式製造設備 用工室又は移動式製造設備の 暖房装置の
二十一 第四条の二 二第一項第二十 一号の移動式製造設備用工室又	

視により検査する。	二十 移動式製造設備 用工室又は移動式製造設備の暖房装置の 維持管理状況を、目視により検査する。
二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に設けられた照明設備の維持管	

る設備	二十二 第四条の 二第一項第二十 二号の移動式製 造設備の機械設 備の金属部にお ける接地	査する。	二十二 移動式製造設 備の機械設備の金属 部について、接地の 状況を、接地抵抗測 定用器具を用いた測 定又はその記録によ り検査する。	は移動式製造設 備の照明設備	二十二 第四条の 二第一項第二十 二号の移動式製 造設備用工室又 は移動式製造設 備の機械設備の 金属部の接地	理状況を、目視によ り検査する。	二十二 工室又は移動 式製造設備の機械設 備の金属部の接地の 状況を、接地抵抗測 定用器具を用いた測 定又はその記録によ り検査する。
造設備又は廃棄	二十三 第四条の 二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃棄	ム系爆薬の停滞量、	二十三 移動式製造設 備又は廃棄焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、	造設備用工室、	二十三 第四条の 二第一項第二十 三号の移動式製 造設備用工室、	場の掲示板の維持管	二十三 移動式製造設 備用工室、移動式製 造設備又は廃棄焼却 場の掲示板の維持管

二十四	削除	焼却場における 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示
-----	----	--

二十四	削除	同時に存置すること ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事 項その他必要な事項 の揭示の状況並びに 記載事項の維持管理 状況を、目視により 検査する。
-----	----	--

二十四	第四条の 二第一項第二十 四号の移動式製	移動式製造設備 又は廃棄焼却場 の揭示板
-----	----------------------------	----------------------------

二十四	移動式製造設 備用工室に面して設 置された普通木造建	理状況を、目視によ り検査する。
-----	----------------------------------	---------------------

<p>造設備の粉じん 六号の移動式製 二第一項第二十 二十六 第四条の</p>		<p>二十五 削除</p>	
<p>の原料の粉じんの飛 ニウム系爆薬及びそ 備の特定硝酸アンモ 二十六 移動式製造設</p>		<p>二十五 削除</p>	
<p>造設備用工室又 六号の移動式製 二第一項第二十 二十六 第四条の</p>	<p>天井及び内壁</p>	<p>二十五 第四条の 二第一項第二十 五号の移動式製 造設備用工室の</p>	<p>造設備用工室に 面した普通木造 建築物の耐火的 措置</p>
<p>アンモニウム系爆薬 製造設備の特定硝酸 備用工室又は移動式 二十六 移動式製造設</p>	<p>する。</p>	<p>二十五 移動式製造設 備用工室の天井及び 内壁の維持管理状況 を、目視により検査 する。</p>	<p>建築物の維持管理状況 を、目視により検査 する。</p>

の飛散を防ぐた
めの措置

二十七・二十八
「略」

二十九 第四条の
二第一項第二十
九号の移動式製
造設備の特定硝
酸アンモニウム
系爆薬と直接触

散を防ぐための措置
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

二十七・二十八 「略」

二十九 移動式製造設
備の特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬と直接
触れる回転部の摩擦
により当該特定硝酸
アンモニウム系爆薬

は移動式製造設
備の粉じんの飛
散を防ぐ措置

二十七・二十八
「略」

二十九 第四条の
二第一項第二十
九号の移動式製
造設備で、特定
硝酸アンモニウ
ム系爆薬と直接

及びその原料の粉じ
んの飛散を防ぐ措置
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

二十七・二十八 「略」

二十九 移動式製造設
備で、特定硝酸アン
モニウム系爆薬と直
接触れる回転部と内
壁の間隙の維持管理
状況について、目視

れる回転部の摩 擦により当該特 定硝酸アンモニ ウム系爆薬が爆 発し又は発火し ない措置	三十 第四条の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装填す るためのホース の摩擦、衝撃及
---	--

が爆発し又は発火し ない措置の維持管理 状況を、目視及び記 録により検査する。	三十 移動式製造設備 に備え付ける収納又 は装填するためのホ ースの維持管理状況 を目視及び記録によ り検査する。
--	--

触れる回転部と 内壁の間隙	三十 第四条の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装てん するためのホー スの摩擦、衝撃
------------------	--

及び記録により検査 する。	三十 移動式製造設備 に備え付ける収納又 は装てんするための ホースの維持管理状 況を目視及び記録に より検査する。
------------------	---

び静電気に対す
る安全な措置

三十一 第四条の

二第一項第三十

一号の特定硝酸

アンモニウム系

爆薬又はその原

料を過度に加圧

することを防ぐ

ための措置

三十一 特定硝酸アン

モニウム系爆薬又は

その原料を加圧する

設備について、当該

特定硝酸アンモニウ

ム系爆薬又はその原

料を過度に加圧する

ことを防ぐための措

置の維持管理状況を

、目視、図面及び機

器等の作動試験又は

及び静電気に対
する安全な措置

三十一 第四条の

二第一項第三十

一号の移動式製

造設備のうち、

特定硝酸アンモニウ

ム系爆薬又はその原

料を過度に加圧する

設備で、

発火又は爆発す

るおそれのある

設備の安全装置

三十一 移動式製造設

備のうち、特定硝酸

アンモニウム系爆薬

又はその原料を加圧

する設備の安全装置

の維持管理状況を、

目視により検査し、

及び当該安全装置の

機能を作動試験又は

その記録により検査

する。

三十二
〔略〕

三十三
第四条の

その記録により検査
する。ただし、当該
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又はその原
料が、加圧により爆
発し又は発火するお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
及び記録により検査
する。

三十二
〔略〕

三十三
廃薬焼却場に

三十二
〔略〕

三十三
第四条の

三十二
〔略〕

三十三
移動区域内の

二第一項第三十
三号イの廃棄焼
却場

三十三の二 第四
条の二第一項第
三十三号口の土
堤、防爆壁又は
防火壁その他の
延焼を遮断する
ための措置

ついて、移動区域内
に設置されているこ
とを、目視により検
査する。

三十三の二 土堤又は
防爆壁を設置したも
のについては、土堤
又は防爆壁を、別表
第四第十六項又は第
十八項に掲げる保安
検査の方法により検
査し、防火壁その他
の延焼を遮断するた

二第一項第三十
三号の廃棄焼却
場

〔新設〕

廃棄焼却場の維持管
理状況を、目視及び
図面により検査す
る。

〔新設〕

めの措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面及び記録により検査する。

備考 表中の「」は注記である。	4 「略」	三十三の三 第四 条の二第一項第 三十三号ハの周 囲の火災を防止 するための措置
		三十三の三 周囲の火 災を防止するため の措置の維持管理状 況を、目視、図面及び 機器等の作動試験又 はその記録により検 査する。
	4 「略」	「新設」
		「新設」

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。